



第2次

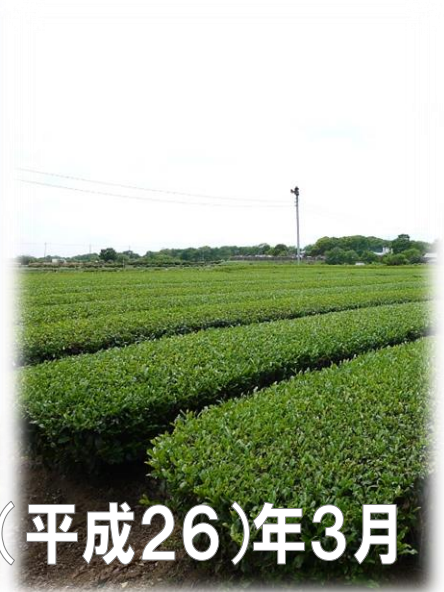
三芳町食育推進計画



みんなでつなぐ食

よい習慣を育てる食

しよく文化を伝える食



2014(平成26)年3月

ごあいさつ

町長あいさつ

日本人の伝統的な食文化と題した「和食」が、平成 25 年 12 月に無形文化遺産として登録されました。これにより大切な食の伝統を、次世代につなげていくことが重要と考えます。

三芳町は武蔵野の雑木林からの恵みを、農業に生かし、川越いも、そば、新鮮野菜そしてお茶など、さまざまな名産を栽培し食してきました。これは、先人たちから受け継がれたものであり、後世に伝えなくてはいけないことでもあります。このことより、子どもたちから農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深め、生きる力を身につけることをねらいとした取り組みである「みどりの学校ファーム」の設置を推進してまいりました。そしてすべての小学校・中学校に設置することができ、児童生徒が地域の方々のお借りし作物の栽培に取り組んでいます。地域の皆様にはご理解・ご協力を賜りまことにありがとうございます。

一方、栄養・食生活の観点からは、毎日を生き生きと暮らすために、日々の食事はとても重要となります。バランスのとれた食事は、健全な生活の実現に欠かせないものでもあり、私たちの命をつなぐ重要なものです。さらに、人と人をつなぐものでもあります。家庭では食卓で家族の団らんを実感することができます。また友人や仲間と囲む食卓は、会話が弾み安心感や信頼感が育まれ、こころの栄養を得ることもできます。

このように食は、私たちの暮らしの根幹であります。町では食育活動の実践に主眼を置いた第 2 次三芳町食育推進計画を策定いたしました。住民の皆様のご協力を得ながら推進してまいりますのでご理解のほどお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にご尽力いただきました、三芳町食育推進検討会議の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの町民の皆様にお礼を申し上げます。

2014(平成 26)年 3 月

三芳町長 林 伊佐雄

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画期間	
第2章	食育推進の基本方針	3
1	食育の基本理念	
2	食育の目標	
3	食育推進の展開	
4	数値指標	
第3章	食育推進の具体的な取り組み	8
第4章	計画の推進	21
1	計画の推進	
2	計画の進行管理と評価	
参考資料		22
資料1	計画の実施・評価・策定の経過	
資料2	三芳町食育推進計画の評価	
資料3	三芳町食に関する意識調査報告	
資料4	三芳町食育推進検討会議設置要綱	
資料5	食育基本法（平成十七年法律第六十三号）	
資料6	第2次食育推進基本計画の概要（内閣府）	

第1章 計画の基本的な考え方

1 趣旨

豊かな人間性を育み、充実した日々を送る上で、その基礎となる「食」はあらゆる世代において重要です。町ではこの重要な「食」について、幅広い視点から横断的な施策として平成21年3月に三芳町食育推進計画を策定し実施してきました。

この成果の一例として、学校では「緑の学校ファーム」を全校で開園しました。これは、児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対して理解を深め、情操や生きる力を身につけることをねらいとしています。さらに栄養教諭を学校給食センターに配属したことで、食に関する指導を継続的に実施することが可能となりました。

児童館では「野菜作り・収穫・調理・そしてみんなで会食」と、栽培から食卓までを通し豊かな心を培う事業を、また日本の伝統行事である「餅つき」事業において、子ども、親、地域のボランティアと、食を通して世代間を超える交流が可能となりました。

町農産物の情報の供給と消費の拡大は、「みよし野菜のおいしさと郷土の味を伝える事業」として、産業祭での「大鍋けんちん汁」や農業の原点でもある「体験落ち葉掃き」、「世界一のいも掘りまつり」を通じて、いわゆる地産地消の推進を行ってきました。

さらに生活習慣病予防のための健康教育や健康相談、食育出前講座の実施と健全なからだを育むため、正しい知識の普及啓発を行ってきました。

そして生産者や消費者の声、給食の安全・安心、町内グルメの情報の発信源として、広報を活用した食の意識の向上に努めてきました。

このようなことから、「食育」は地域、家庭、そして一人ひとりへと浸透し始め、食育に関心を持っている町民は増加しました。また小中学校の児童・生徒における朝食欠食率は減少し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防・改善へ向け実践をしている人は増加しています。

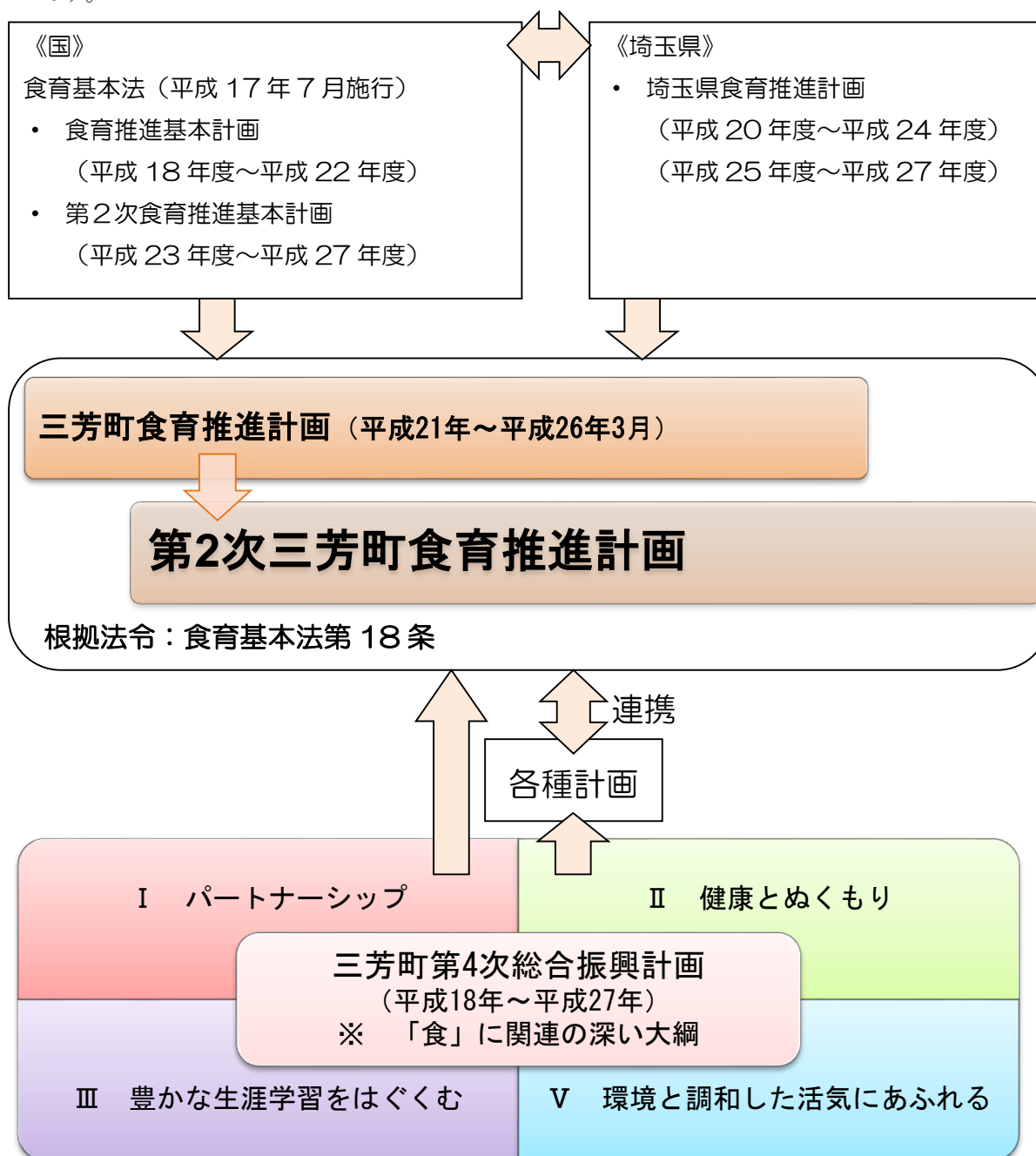
しかし、地産地消による地元農産物の推進、家族と一緒に暮らしている環境下において一人で食事をとるいわゆる「孤食」や家族一緒にの食卓で特段の事情もなく別々の料理を食べるいわゆる「個食」、そして食の選択の乱れからくる壮年期の生活習慣病有病者の増加、高齢期の慢性的な栄養不足など、食をとりまく環境は地域、家庭、個人とそれぞれの課題解決に向け、いまだに必要性が増えています。

こうした中で、町は町民一人ひとりが正しい知識や的確な判断力を主体的に身に付けられるように、そして家族の食卓から何気ない会話が生まれ、健康状態を考え豊かなところが育まれるように、また豊かな自然や四季折々の様々な食材に恵まれ、さらに伝統的な行事や作法と、風土に根ざした食文化の形成から豊かな地域を育むための施策は重要と考えます。

このように食育施策を総合的に推進するため「第2次三芳町食育推進計画」を策定し、引き続き総合的かつ計画的に実施します。

2 計画の位置づけ

本計画については、食育基本法(平成17年7月施行)及び第2次食育推進基本計画(平成23年度)に基づく市町村の食育推進計画として、町の総合的計画である「三芳町第4次総合振興計画」(平成18年～平成27年)の趣旨に沿い、各分野別計画との調和を図り策定するものです。



3 計画期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などによって見直しが必要になった場合には、計画期間内でも計画を適切に見直すものとします。

第2章 食育推進の基本方針

1 食育の基本理念

三芳町では、武蔵野の自然に恵まれた風土をいかし、食育を通じて一人ひとりがいきいきとしたところとからだをつくり、安心とぬくもりを実感できるくらしの実現を目指します。

2 食育の目標

三芳町では、食育の基本理念に基づき「み・よ・し」の頭文字をとり3つの柱を目標に食育を推進します。

み みんなでつなぐ食

「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深め、人とのかかわりを広げ、豊かなところを育てる。

- 1 食を通じたコミュニケーション
- 2 自然の恵みへの感謝・生産者への感謝（教育ファームの充実）
- 3 「もったいない（Mottainai）」という食べ物を大切にすること

よ よい習慣を育てる食

「よい習慣を育てる食」では、発育にあった食べ方（リズムやバランスなど）を育み、的確な食品を選択し、安全性への関心を高め、豊かなからだを育てる。

- 4 食生活リズム・栄養のバランスによる健康な食生活を

し 食文化を伝える食

「日本型食生活」や地域において継承されてきた伝統や食文化を学び伝え、豊かな地域を育てる。

- 5 食文化・風土に根ざした豊かな地域

3 食育推進の展開

目標に向け町民と行政とが協働し、食育の推進を展開します。

み みんなでつなぐ食

食は人と人が関わる大切な場であります。家庭での食卓は、親子、兄弟姉妹、祖父母などと食卓を囲むことで、人との関わりに安心感や信頼感が育まれます。さらに食料の生産は、自然の恵みから成り立ち、動植物の命(命の尊さ)を受け継ぎ、生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力により支えられていることを実感し、感謝の気持ちをもてる豊かなこころを育てます。

「みんなでつなぐ食」では、食料の生産・加工・販売、購入・調理・食事・保存、廃棄、リサイクルと食の環境は循環し、それぞれに関わる人々の様々な活動への理解を深め、人とのかかわりを広げ、豊かな心を育てます。

1 食を通じたコミュニケーション

- (1) 家族の団らんや食の楽しさの実感
 - ・家族で食卓を囲む機会の推進
 - ・孤食解消への普及、啓発
- (2) 人と一緒に調理する楽しさ、食べる楽しさの実感、喜び
 - ・家庭や仲間と一緒に調理する楽しさ、食べる楽しさ、喜びへの意識を育てる支援

2 自然の恵みへの感謝・生産者への感謝（教育ファームの推進）

- (1) 教育ファーム・緑の学校ファームの充実
 - ・栽培の苦労や楽しさ、収穫の感動や喜び、自然の恵みや生産者への感謝の気持ちが理解できる体験活動の推進
 - ・生産者との共同作業を通じて、ふれあい、対話のできる体験活動の推進
- (2) 収穫した食材を生かした調理の実践、体験
 - ・収穫した食材を生かした調理の実践、体験活動の推進

3 「もったいない (Mottainai)」という食べ物を大切にすること

- (1) 家庭や給食など食べのこしと食品廃棄を減らす
 - ・生産者や調理者など関わった人への感謝や食べ物を大切にする気持ちを育成
- (2) 食事マナー・あいさつの習慣
 - ・乳幼児健診や給食の場、各種事業等を通じて、食前食後の「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつや姿勢、配膳、後片付け、箸の持ち方の理解を促し、食べ物を大切にすることの感謝の気持ちを育成

よ

よい習慣を育てる食

食に関する様々な情報から、自分にふさわしいものを選択し、生活していくことが大切です。栄養の偏りや不規則な食事からのつながりがふかい生活習慣病を予防し、さらに氾濫する食情報を捉え、適切な食習慣がわかる豊かなからだを育てます。

「よい習慣を育てる食」では、発育にあった食べ方(リズムやバランスなど)を育み、的確な食品を選択し、安全性への関心を高め、豊かなからだを育てる。

4 食生活リズム・栄養のバランスによる健康な食生活を

(1) 規則正しい食生活リズム

- ・早ね・早おき・朝ごはん運動の推進
- ・各種乳幼児健診や講座などの開催を通じて、子どものころからの食生活支援を充実

(2) 肥満や低栄養、偏食等を改善した健康の増進

- ・妊産婦、乳幼児期から栄養バランスの重要性についての普及、啓発
- ・食生活改善に向けた保健指導や健康相談、健康教室などの充実

(3) 食材、調理方法の適切な選択による調理

- ・日本型食生活を参考とした、栄養バランスのとれた献立の普及啓発と栄養、健康情報の提供および料理教室等の開催

(4) 食品表示を目安に食品の選択

- ・食品表示を見ることを習慣化し、食品の選択や栄養成分の過不足の目安とし役立てる。

(5) よくかむことやはみがきの大切さを実感

- ・よく噛んで食べること、しっかりと歯磨きすることの重要性についての普及、啓発



し

食文化を伝える食

「日本型食生活」や地域において継承されてきた伝統や食文化を学び伝え、豊かな地域を育てる。

豊かな自然に恵まれ、四季折々の様々な食材に恵まれ、伝統的な行事や作法と結びついた食文化を学び伝え、風土に根ざした食文化の形成から豊かな地域を育てます。

5 食文化

- (1) 町農産物に関する情報の供給・消費の拡大（地産地消）
 - ・町農産物の普及、啓発に向けたイベントの開催、情報の発信
 - ・地場産の食材をとり入れた給食の提供
- (2) 四季折々、旬の食材のおいしさを実感
 - ・旬の農産物の情報の提供と体験活動の推進
 - ・生産者との共同作業を通じて、ふれあい、対話のできる体験活動の推進
- (3) 郷土料理、行事食などの日本型食生活
 - ・日本型食生活を大切にしたい給食の提供
 - ・地域の特徴を生かした農村文化の伝承、普及



4 数値目標

施策 / 構成	平成20年 調査	1次計画 目標指標	平成24年 調査	目標指標	データ ソース
○食育に関心をもっている割合の増加					
① 食育に関心をもっている割合の増加 (関心がある・どちらかといえば関心がある)	78.7%	90%	83.0%	90%以上	【問7】
○食を通じたコミュニケーション					
② 食を通じたコミュニケーションの充実 (必ずしている)	14.1%	25%	18.2%	25%	【問14(イ)】
③ 食育推進の重点分野としての認識 (一緒に食べる喜び、楽しさ)	25.2%	40%	48.7%	70%	【問9】
④ 朝食又は夕食を家族と一緒に食卓を囲むの回数(共食) (共食)	-	-	-	10回	乳幼児健診 問診票
○自然の恵みへの感謝・生産者への感謝 (教育ファームの推進)					
⑤ 教育ファームの推進	0校	5校	全校	-	-
○「もったいない」という食べ物を大切にすること					
⑥ 食べ残しの努力 (必ずしている)	52.2%	70%	61.6%	70%	【問5】
⑦ 食事に関するマナー (気をつけている)	25.7%	70%	44.1%	70%	【問14(エ)】
⑧ 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ (必ずしている)	45.8%	70%	46.7%	70%	【問4】
○食生活リズム・栄養のバランスによる健康な食生活					
⑨ 朝食をほとんど食べない割合					
小学生5年生	3.8%	1%未満	0.9%	1%未満	教育委員会 調査 【問1】
中学生2年生	7.3%	1%未満	1.7%	1%未満	
20～39歳	12.5%	10%未満	8.5%	10%未満	
⑩ 栄養バランス等に配慮した食生活 (いつも心がけている)	-	-	32.3%	60.0%	【問14(ア)】
⑪ メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切な食事、 運動等を継続的に実施している割合 (実践して半年以上と未満)	-	-	47.0%	50.0%	【問12】
⑫ 食事バランスガイド(参考にしてしている人)	31.7%	50%以上	30.7%	-	【問10】
⑬ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知 (言葉も内容も知っている)	50.2%	80%	79.8%	-	【-】
○食文化					
⑭ 行事食を伴う伝統的な行事回数 (7回以上)	22.4%	40%	22.8%	40%	【問19】
⑮ 地場産農産物の認知					【問21】
さつまいも	83.5%	100%	90.6%	100%	学校給食 センター調査
ほうれん草	74.3%	90%	52.5%	90%	
かぶ	54.3%	70%	41.8%	70%	
⑯ 学校給食における地場産物を使用する割合 (三芳産 食材ベース)	-	-	21.8%	30.0%	

第3章 食育推進の具体的な取り組み

《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》	《実施主体》
食育だよりの発行 みよし	食育に関する様々な内容を取り上げたたよりを作成し情報の発信を行う。	三芳町食育推進栄養連絡会
栄養教諭による食に関する指導 みよし	学級活動等の授業を使い、児童・生徒の好き嫌いなく食べる意欲を育てる食育の授業を行う。	教育委員会(学校給食センター)
地場産野菜を取り入れた献立 みよし	地場産野菜を取り入れた献立を毎月取り入れ、地元の野菜の味を広める。	学校給食センター
和食の推進 みよし	給食の献立に和食を取り入れ、日本型食生活のよさを広める。	学校給食センター
給食完食賞 みよし	給食を全部食べきったクラスに「完食賞」を配付。	学校給食センター
三芳町産業祭(大鍋けんちん汁) みよし	農業及び商工業の振興をはかり、地場産野菜等の情報を発信する。産業祭で「大鍋けんちん汁」を販売し、地場野菜の消費拡大とPR。	産業祭実行委員会
さいたまB級ご当地グルメ王決定戦 みよし	埼玉県B級グルメ大会に参加し、地場野菜の消費の拡大とPRを行う。	埼玉県



《事業名》 《該当する目標》	《事業内容》 《対象者》	《実施主体》
体験落ち葉掃き みよし	三芳の農業文化を伝える落ち葉掃きを体験した後に、みよし野菜たっぷり郷土食でもある「けんちん汁」を昼食時に食べながら交流を深める。	一般 観光産業課
みよしっ子野菜市 みよし	毎月第4土曜日・毎週水曜日に地元野菜を販売。	一般 環境産業グループ (事務局：観光産業課)
着地型観光事業 みよし	旬のみよし野菜の収穫体験と試食	一般 観光産業課
介護予防教室 みよし	はつらつ元気教室・いきいき元気クラブ・健康づくり教室などで、栄養講座を実施。	65歳以上 地域包括支援センター
地域介護予防活動支援事業 みよし	いもっこサポーター養成講座で、管理栄養士による栄養講座を実施。	一般 地域包括支援センター
いもっこ体操健康教室 みよし	いもっこ体操が行われている地域で、管理栄養士による栄養講座を実施。	一般 地域包括支援センター
おやつ提供 みよし	学校から帰宅後までのおやつ提供	全学童児 学童保育室（こども支援課）
手づくり昼食 みよし	みんなで一緒に作って同じものを食べることにより、作る楽しさ、食べる喜びを味わう。	全学童児 学童保育室（こども支援課）

地産地消



地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組です。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながるものです。

農林水産省地産地消ホームページ http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/

《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》 《対象者》	《実施主体》
お弁当づくり み よ し	お弁当づくりを、体験することにより、色彩感覚を養い、詰める喜びを味わう。	全学童児 学童保育室 (こども支援課)
手づくりおやつ み よ し	おやつを楽しんで作り、手づくりの物を食べることで喜びを味わう。	全学童児 学童保育室 (こども支援課)
お楽しみ会 み よ し	季節の行事にちなんだ昼食やおやつを用意する。	全学童児 学童保育室 (こども支援課)
お別れ会 み よ し	4年生の卒業に向けて、その行事にちなんだ昼食、おやつを用意する。	全学童児 学童保育室 (こども支援課)
リクエストおやつ み よ し	年度末(3月)に子ども達のリクエストに応じたおやつを用意する。	全学童児 学童保育室 (こども支援課)
カレーライス作りクッキー作り み よ し	野菜を、洗い皮をむき切るという作業や、出来上がる様子を見る。またクッキー作りでは、作り方を知り、作る楽しさを味わう。	保育所 3・4・5歳児 (カレーは5歳児のみ) 保育所 (こども支援課)
焼き芋会 み よ し	芋を洗いアルミホイルを巻き、たき火で焼く様子を見たり、焼きあがった芋を食べる。	全保育園児 保育所 (こども支援課)
野菜の栽培 み よ し	野菜の種をまき、水やりや除草などをして育て、収穫した野菜を食べる。	保育所 3・4・5歳児 保育所



《事業名》 《該当する目標》	《事業内容》 《対象者》	《実施主体》
子どもフェスティバル みよし	ソースせんべい作り 一般	児童館（こども支援課）
楽しく作ろうデー2 みよし	身近な食材で簡単なおやつ作り （マシュマロサンド） 小学生以上	児童館（こども支援課）
親子で遊ぼう 2 みよし	親子での調理体験をする。 （ロールサンド、温野菜、おにぎり、餅つき） おやこ（幼児）	児童館（こども支援課）
夏野菜クッキング みよし	三芳町の食材を使い、伝統食や給食の人気メニューを作る。 小学生以上	児童館（こども支援課）
親子で遊ぼう 4 みよし	手軽にできるおにぎりと温野菜 幼児おやこ	児童館（こども支援課）
親子で遊ぼう 5 みよし	餅つき大会 幼児おやこ	児童館（こども支援課）
みよしごはん みよし	みよし野菜を使った旬の料理レシピの紹介 一般	秘書広報室
広報クイズ みよし	クイズの当選者へのプレゼントとして町の特産品を提供 一般	秘書広報室



《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》	《実施主体》
アクティブエイジング み よ し	うつ、閉じこもり予防として、地域の中での仲間づくりと、食を通じたからだづくり	おおむね 55 歳以上の男性 福祉課
ジュニア三富塾 み よ し	三富の歴史と文化の体験学習。	おやこ・小学生 文化財保護課
さつまづくり教室 み よ し	さつまいもの栽培、収穫。	おやこ・小学生 一般 文化財保護課
土曜体験教室 み よ し	昔のくらし・伝統文化の体験学習。	おやこ・小学生 歴史民俗資料館
資料館まつり み よ し	郷土芸能の披露、模擬店	一般 歴史民俗資料館
さつまいも大学 み よ し	さつまいもの歴史と文化を学ぶ講座。	一般 文化財保護課
ひとり暮らし高齢者会食会 み よ し	町内を 6 地区に分けて開催。手づくりの食事と季節のイベントを中心に孤立化予防	65 歳以上の独居高齢者 社会福祉協議会



《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》	《実施主体》
世代を超えたうどんづくり みよし	小学生が地元のボランティアからうどん作りを学び、地域の高齢者にふるまう。	小学生・高齢者 社会福祉協議会
視覚障がい者の料理教室 みよし	視覚障がい者から小学生が料理を学び、皆で食べることでノーマライゼーションの実現を目指す。	小学生・視覚障がい者 社会福祉協議会
乳幼児健診を活用した食育推進事業 みよし	乳幼児健診において、食を通じて親子のコミュニケーションなど人とかかわりを広げ、またや栄養の偏りや不規則な食事を予防し、汨濫する食情報を捉え、適切な食習慣がわかる豊かなからだを育てます。	乳幼児健診対象者 保健センター
ボランティア組織の育成 みよし	食育ボランティア等を養成、育成し地域の食育活動の推進をはかる。	一般 保健センター
妊産婦教室・離乳食教室 みよし	妊娠期・離乳期から栄養の偏りや不規則な食事を予防し、規則正しい生活リズムの重要性についての普及啓発。	一般 保健センター
生活習慣病予防のための健康教室・健康相談 みよし	生活習慣病の予防、重症化予防のために、栄養や運動に関する講座、個別相談の実施	一般 保健センター
健康づくりの出前講座 みよし	住民からのニーズにより、地域へ出向き講座を実施	一般 保健センター
特定保健指導 みよし	各々にあった栄養・食生活のバランスについて、相談の出来る場の提供。	特定保健指導対象者 住民課・保健センター
歯科保健指導 みよし	乳幼児健診や健康講座を通じて、よく噛むことや口の中の手入れの重要性についての普及啓発。	一般・保育所・小中学生 各施設・保健センター



小学校・中学校

《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》	《実施主体》
日々の給食指導 	給食指導を通じて、食に関する理解を深める。また放送等を通じ地場産の食材、行事食、食文化等について伝えている。	全学年 全校
食育だよりの発行 	栄養教諭が発行する食育だよりによって、食生活リズムや望ましい食習慣について配付し啓発する。	全学年・保護者 全校
栄養教諭による食育指導 	栄養教諭が、食の大切さを指導するために食べ物の種類と働き等についての授業を行う。	小学2年生 全校 中学1年生
ミニトマト作り 	自分たちでミニトマトを栽培し収穫する。	小学2年生 三芳小学校 竹間沢小学校
じゃがいも作り 	自分たちでじゃがいもを栽培し収穫する。	6年生 三芳小学校
野菜作り(かぶ・ほうれん草・小松菜) 	野菜作りを行い、カレーライスやみそ汁等の調理を行う。	特別支援学級(すみれ・たんぼぼ) 三芳小学校
児童朝会 給食委員会発表 	三芳町の野菜等についてクイズを中心とした朝会を実施し、食に対しての大切さを啓発した。	全学年 三芳小学校
学校保健委員会 	規則正しい食生活リズムの確立。	全学年・保護者 三芳小学校

栄養教諭制度

子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが必要となっています。このため、食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行されました。

文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/04111101/003.htm

《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》	《対象者》	《実施主体》
さつまいも栽培 みよし	学校ファームで、さつまいもを栽培し収穫する。収穫したさつまいもを調理して食べる。	3年生・特別支援学級	藤久保小学校
野菜栽培(トマト・なす・きゅうり等) みよし	学校ファームや植木鉢等で、野菜を栽培し収穫する。	2年生・特別支援学級	藤久保小学校
交歓給食 みよし	異学年の児童と共に給食を楽しく食べる。	全学年	藤久保小学校 唐沢小学校
学校保健委員会 みよし	望ましい生活習慣や食習慣について学ぶ	保護者・児童保健委員会	藤久保小学校
歯みがき指導 みよし	長期休業日に歯みがきカレンダーにより歯みがきを意識させる。夏休みには親子歯みがきチェックを実施。児童保健委員会が低学年に歯磨きを教える。	全学年・4年生	藤久保小学校
総合的な学習の時間 「畑で作物を作ろう」 みよし	学校農園で年2回、苗の植え付け・除草等から収穫まで体験的に学習をする。(大根、茶摘み、夏野菜、じゃがいも等)	全学年	上富小学校
親子給食(保護者学年活動) みよし	給食を1年生とその保護者とともにとる。	1年生・保護者	上富小学校
栄養教諭による食育指導 みよし	栄養教諭による食の指導	4年生	上富小学校



《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》	《実施主体》
給食週間 みよし	給食集会を開き、栄養教諭等から食に関する話を聞く。給食に関係する方々への感謝の手紙を作成し手渡す。 交歓給食を行い、縦割りで給食を食する。	全学年 上富小学校
家庭科「調理実習」 みよし	ご飯・みそ汁・サラダ、朝食等の調理の計画・実習を児童の主体性を生かして実施する。	5年生・6年生 上富小学校
総合的な学習の時間 「さつまいもはかせになろう」 みよし	地域の方の指導と支援を受け、学校農園でさつまいもの苗さしから世話をし収穫する。さらにさつまいもについて調べる、調理する等の活動をし、学習をお世話になった方や保護者に発表し感謝の気持ちを伝える。	4年生 上富小学校
学校保健委員会 みよし	「早寝・早起き・朝ご飯」の下、望ましい生活習慣、食習慣の協議、広報をはかる。	全学年・保護者 上富小学校
歯みがき指導 みよし	長期休業中に歯磨きカレンダーを配付し、歯磨きについて意識させ習慣化を図る。4年生児童には、歯磨き指導に歯科衛生士を招聘し実施。また、他の学年には、歯垢染色剤を配付し、親子歯磨きを実施。	全学年 上富小学校
保健・美化・給食委員会 みよし	児童委員会が、給食の準備時刻に校内放送で、今日の献立や食材等について全校に広報する。	全学年 上富小学校
とめっ子いもまつり みよし	地域の農家の方々の支援を受け、畑をお借りして、さつまいもの苗さし、除草、収穫を体験する。その後の児童集会「とめっ子いもまつり」で保護者の方が焼いもにして振る舞う。児童は収穫したさつまいもを自宅に持ち帰る。	全学年 上富小学校



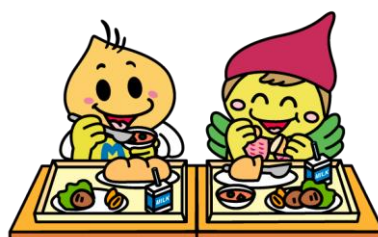
《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》	《実施主体》
学校ファームの充実 みよし	学校応援団の方に苗の種の植え方、収穫の仕方を教わり、収穫の喜びを体験した。	全学年 唐沢小学校
バケツ稲づくり みよし	稲を栽培し、収穫、炊飯を体験的に取り組んだ。	5年生 唐沢小学校 竹間沢小学校
みそ汁づくり みよし	学校ファームで作った大根を利用し、家庭科の調理実習でみそ汁を作った。	5年生 唐沢小学校
さつまいもづくり みよし	収穫したさつまいもを使い、学校応援団の方々を招待し、収穫の喜びや感謝の気持ちを伝えた。	1年生・2年生 唐沢小学校
道徳の授業 「みんなのためにありがとう」 みよし	道徳の授業「みんなのためにありがとう」で感謝の気持ちを学んだ。	2年生 唐沢小学校
給食残さずキャンペーン みよし	食べ物を大切にする気持ちを育て、給食を残さず食べるように全校で取り組んだ。	全学年 唐沢小学校
学校保健委員会 みよし	朝食の大切さを学ぶ	全学年・保護者 唐沢小学校
肥満度の高い児童への食の指導 みよし	長期休業時に、食事や運動に関する目標をもたせる。	肥満度の高い児童 唐沢小学校
児童集会 給食委員会発表 みよし	三芳町特産の野菜に関するクイズを中心とした集会を実施し、全校児童に地産地消を啓発した。	全学年 唐沢小学校

食文化

食文化は、その土地の自然と歴史を背景に育まれています。そして、我が国では南北に長い海岸線と山がちな地形、モンスーン気候による多雨と明確な四季という自然条件が、地域ごとに多様な食文化を生み出しました。

農林水産省食文化ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/culture/index.html>

《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》	《実施主体》
交流会 みよし	4Hクラブとの交流を深める。	
	1年生	竹間沢小学校
管理栄養士による食育指導 みよし	健全な食生活習慣の育成	
	全学年	竹間沢小学校
学校保健委員会 みよし	管理栄養士、栄養教諭より家庭における食生活の大切さを学ぶ。	
	保護者	竹間沢小学校
さつまいも苗さし みよし	4Hクラブの指導によるさつまいも苗さしを体験	
	1年生	竹間沢小学校
おいもパーティー みよし	1年、2年の児童の交流とさつまいもの試食	
	1年生・2年生	竹間沢小学校
学校ファーム体験 みよし	4Hクラブの指導による、さつまいも、じゃがいもの栽培・収穫。	
	1年生・2年生	竹間沢小学校
給食週間の取組み みよし	給食センター、給食配膳員さんへ感謝の言葉を伝える。	
	全学年	竹間沢小学校
たてわり交歓給食 みよし	たてわり班で給食を食べ、交流を深める。	
	全学年	竹間沢小学校
家庭科の学習 みよし	昆布、かつおぶしからだしを取るみそ汁の調理方法を学ぶ。	
	5年生	竹間沢小学校
歯科衛生士による歯みがき指導 みよし	丈夫な歯を保つため、歯磨きの仕方を学ぶ。	
	4年生	竹間沢小学校



《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》	《実施主体》
学校ファーム体験 みよし	いろいろな野菜の栽培	
	特別支援学級（けやき学級）	三芳中学校
保健委員会 みよし	生徒朝会で研究発表	
	全学年	三芳中学校
餅つき大会 みよし	伝統文化の継承（学校・家庭・地域連携）	
	全学年・保護者	三芳中学校
栽培実習 みよし	さつまいもの栽培	
	1年生	三芳中学校
給食委員会 みよし	完食キャンペーン	
	全学年	三芳東中学校
保健委員会 みよし	はみがきキャンペーン	
	全学年	三芳東中学校
献立委員会 みよし	地場産の食材を取り入れた給食の提供 放送資料、掲示資料の活用 郷土料理を取り入れた給食の提供	
	全学年	三芳東中学校



《事業名》 (該当する目標)	《事業内容》	《実施主体》
学校ファームの取組み みよし	学校ファームでブロッコリーを栽培することで、栽培の苦労や収穫の喜びを指導	1 年生 藤久保中学校
給食委員会 みよし	給食の残飯調査の結果から、食べ残しを減らすための指導及び食事に関するマナー確立のための指導	全学年 藤久保中学校
宿泊自然教室飯盒炊さん みよし	宿泊自然教室の中で飯盒炊さんを実施することにより、調理の楽しさや調理方法の習得等を指導	1 学年 藤久保中学校
保健委員会 みよし	健康を保持・増進するための食生活リズムの確立と栄養バランスのための指導	全学年 藤久保中学校
家庭科調理実習 みよし	教育課程の家庭科授業の中で、調理実習を実施することにより、調理の楽しさや調理方法の習得等を指導	全学年 藤久保中学校



和食 (WASHOKU)

南北に長く、四季が明確な日本には多様で豊かな自然があり、そこで生まれた食文化もまた、これに寄り添うように育まれてきました。このような、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を、「和食；日本人の伝統的な食文化」と題しています。

「和食」は「多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重」「栄養バランスに優れた健康的な食生活」「自然の美しさや季節の移ろいの表現」「正月などの年中行事との密接な関わり」が特徴です。

農林水産省食文化ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/ich/index.html>

第4章 計画の推進

1 計画の推進

食育の効果的な推進に取り組むよう、「三芳町食育推進検討会議」を中心とし、町民や各種団体、民間事業所、大学等研究機関などと行政とが協働で本計画を推進していきます。

2 計画の進行管理と評価

本計画に実効性をもたせるために、計画指標の達成状況については「三芳町食に関する意識調査」をはじめ、関連部署が行う調査、各種計画の評価及び関係機関等による食育推進を目的とした事業の遂行状況などで現状を把握します。さらに「三芳町食育推進検討会議」において、取り組みの進行状況の確認、評価を行い効果的な食育の推進を検討します。



参考資料

資料1 計画の実施・評価・策定の経過

この計画は、三芳町食育推進計画の実施状況を踏まえ、食育施策を総合的に推進するため「第2次三芳町食育推進計画」を策定しました。

期 日	会議名等	主な内容
2009(平成21)年3月	三芳町食育推進計画の策定(第1次計画)	
2010(平成22)年2月	食育事業の取組み調査	
3月	平成21年度三芳町食育推進検討会議	事業実施状況について
平成21年度	三芳町食育推進栄養連絡会(第22回～29回)	
2011(平成23)年2月	食育事業の取組み調査	(平成23年度版みよしの食育作成)
平成22年度	三芳町食育推進栄養連絡会(第30回～35回)	
2012(平成24)年2月	食育事業の取組み調査	(平成24年度版みよしの食育作成)
3月	平成23年度三芳町食育推進検討会議	事業実施状況について
平成23年度	三芳町食育推進栄養連絡会(第36回～38回)	
2012(平成24)年7月	平成24年度第1回三芳町食育推進検討会議	事業実施状況について 食に関する意識調査の概要
10月	三芳町食に関する意識調査実施	
2013(平成25)年2月	食育事業の取組み調査	(平成25年度版みよしの食育作成)
3月	平成24年度第2回三芳町食育推進検討会議	食に関する意識調査結果報告
平成24年度	三芳町食育推進栄養連絡会(第39回・40回)	
6月	平成25年度第1回三芳町食育推進検討会議	計画の数値指標及び事業の評価
10月	第2回三芳町食育推進検討会議	第2次計画の骨子の検討
11月	食に関する事業実施状況調査	
12月	第3回三芳町食育推進検討会議	第2次計画(案)の検討
2014(平成26)年1月	パブリックコメントの募集	
2月	第4回三芳町食育推進検討会議	第2次計画(案)の決定
平成25年度	三芳町食育推進栄養連絡会(第41回・42回)	
3月	第2次計画の策定	

《三芳町食育推進検討会議委員名簿（平成 24 年 3 月～平成 26 年 3 月）》

五十音順 敬称略

	氏 名	所属・役職
	石森 勉	三芳町社会福祉協議会（事務局長）
	中村 和輝 ^{※1}	生産者 4H クラブ代表
	金子 雄介 ^{※2}	
	清水 邦宏 ^{※1}	三芳町 PTA 連合会代表
	竹之内栄美 ^{※2}	
	田中 聖子 ^{※1}	埼玉県朝霞保健所
	田中 由香 ^{※2}	
副会長	羽鳥 あき	住民代表
会長	船津 貞夫	三芳町食品衛生協会（会長）
	古川 慶子	学校長代表（竹間沢小学校長）
	松岡 妙子	有識者（栄養士）
	村上 則雄	三芳町商工会（事務局長）
	山田 あつ子	住民代表

※1 平成 24 年 3 月～平成 25 年 3 月

※2 平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月

《三芳町食育推進関連担当課》

課名	課名	課名
政策推進室	住民課	こども支援課
福祉課	観光産業課	教育総務課 学校給食センター
学校教育課	生涯学習課 公民館 図書館	文化財保護課 (歴史民俗資料館)
健康増進課保健センター（事務局）		

《三芳町食育推進栄養連絡会》

食育の幅広い推進を図る基盤として、平成 18 年 8 月より三芳町保健センター・三芳町学校給食センター・三芳町立第一保育所の管理栄養士・栄養士が情報を共有し、様々な検討会や委員会と連絡を密にし、情報の収集や発信を行っています。平成 20 年度から下記のとおり民間の保育所も加わり実施しています。

平成 20 年度・・・桑の実三芳保育園

平成 23 年度・・・あずさ保育園

平成 25 年度・・・三芳元氣保育園

資料2 三芳町食育推進計画の評価

評価の目的と方法

1 評価の目的

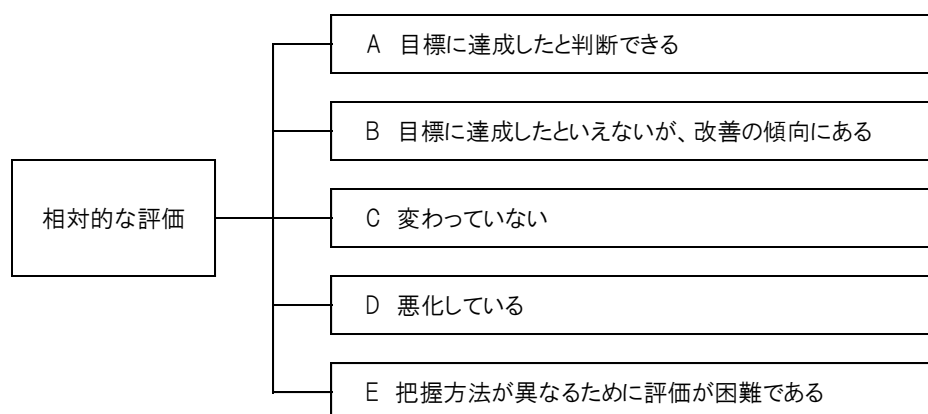
三芳町食育推進計画の評価の目的は、策定時に設定された目標について、その達成状況や関連する取組みの状況の評価するとともに、食育施策を取り巻く社会的変化や制度の変更など、その課題を明らかにすることで第2次三芳町食育推進計画に反映させることである。

2 項目の説明

施策	食育推進計画の指標となっている項目
構成	計画策定時により重要と判断された内容について数値目標として設定
数値指標	左から順に「平成20年度」の数値、「目標設定」の数値、「平成24年度」の数値
平成20年	平成20年度以前に実施した調査結果の数値
目標指標	食育推進計画の数値目標です。評価の指標となる数値
平成24年	平成24年度に実施した調査結果の数値
データソース	使用したデータの入手もと
留意事項	調査票に用いた項目等を明記
※	数値目標を比べる場合、質問内容や選択肢をまったく同じにしないと評価が難しい。しかし社会情勢の変化等で同じ質問をすることが望ましくない場合もある。このような場合の質問の説明についての明記。

3 評価の方法

三芳町食育推進計画の策定時に設定された7分野12項目について、設定時と直近の値を比較し、さらに実施・報告された各施策の取組内容について相対的に下記の5段階の評価を行うこととする。



4 評価の実施者

三芳町食育推進検討会議の委員10名

三芳町食育推進計画（平成21年3月から平成26年3月）数値指標

構 成	現状値	目標指標	データソース
○ 食育に関心をもっている割合の増加			
① 食育に関心をもっている割合の増加 （関心がある・どちらかといえば関心がある）	78.7%	90%	【問11】
○ 食を通じたコミュニケーションの充実			
② 食を通じたコミュニケーションの充実 （必ずしている）	14.1%	25%	【問19（イ）】
③ 食育推進の重点分野としての認識	25.2%	40%	【問15】
○ 自然の恩恵等への感謝・生産者等への感謝			
④ 教育ファーム	0校	5校	
○ 「もったいない」という食べ物を大切にすること			
⑤ 食べ残しの努力（必ずしている）	52.2%	70%	【問8】
⑥ 食事に関するマナー（必ずしている）	25.7%	70%	【問19】
⑦ 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ （必ずしている）	45.8%	70%	【問7】
○ 食生活リズム			
⑧ 朝食をほとんど食べない割合			平成18年3月三芳町 養護教諭部会アンケート 【問1】
小学生5年生	3.8%	1%未満	
中学生2年生	7.3%	1%未満	
20～39歳	12.5%	10%未満	
○ 食生活・栄養のバランス			
⑨ 食事バランスガイド（参考にしている人）	31.7%	50%以上	【問17】
⑩ 内臓脂肪症候群（メタリックシンドローム）を認知 （言葉も内容も知っている）	50.2%	80%	【問18】
○ 食文化			
⑪ 行事食を伴う伝統的な行事回数（7回以上）	22.4%	40%	【問25】
⑫ 地場産農産物の認知			【問27】
さつまいも	83.5%	100%	
ほうれん草	74.3%	90%	
かぶ	54.3%	70%	

データソースにアンケート名の記入がない場合は三芳町食に関するアンケート調査結果（平成20年3月）を用いている。

施策 / 構成	合計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
○食育に関心をもっている割合の増加					
み みんなでつなぐ食	635	152	159	197	127
よ よい習慣を育てる食	345	110	84	87	64
し 食文化を伝える食	234	56	54	58	66
み みんなでつなぐ食	635	152	159	197	127
○食を通じたコミュニケーションの充実	294	75	71	84	64
② 食を通じたコミュニケーションの充実 (必ずしている)					
③ 食育推進の重点分野としての認識					
○自然の恩恵への感謝・生産者への感謝	146	33	43	54	16
④ 教育ファーム	(69)	(16)	(24)	(23)	(6)
○「もったいない」という食べ物を大切にすること	195	44	45	59	47
⑤ 食べ残しの努力(必ずしている)					
⑥ 食事に関するマナー(必ずしている)					
⑦ 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ (必ずしている)					
よ よい習慣を育てる食	345	110	84	87	64
○食生活リズム	142	44	33	34	31
⑧ 朝食をほとんど食べない割合 小学生5年生 中学生2年生 20～39歳					
○食生活・栄養のバランス	169	53	43	45	28
⑨ 食事バランスガイド(参考にしている人)					
⑩ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知 (言葉も内容も知っている)					
○食品の安全性	34	13	8	8	5
し 食文化を伝える食	234	56	54	58	66
○食文化					
⑪ 行事食を伴う伝統的な行事回数(7回以上)					
⑫ 地場産農産物の認知 さつまいも ほうれん草 かぶ					

施策 / 構成	食に関する意識調査結果		検討委員10名による相対的評価(人)					提言
	平成20年	目標指標	平成24年	A	B	C	D	
○食育に関心をもっている割合の増加								
① 食育に関心をもっている割合の増加 (関心がある、どちらかといえば関心がある)	78.7%	90%	83.0%	3	6			・町の事業や広報等により着実に改善されている。83%という数値は目標達成と考えたい。
○食を通じたコミュニケーションの充実								
② 食を通じたコミュニケーションの充実 (必ずしている)	14.1%	25%	18.2%	1	9			・高齢化の時代になり、コミュニケーションがとりこぎになってくると思っていま す。
③ 食育推進の重点分野としての認識	25.2%	40%	48.7% 23.8%	※	3	7		
○自然の恩恵への感謝・生産者への感謝								
④ 教育プログラム	0校	5校	8校 (全校)	7	3			・現在教育活動に位置付け、各学校で活動充実させることができました。 ・友達と楽しく育てることは、将来につながる事と思っています。 ・学校単位での事業が少ないと思う。 ・数字上は達成しているが、子どもたちや親は理解していないと思う。
○「もつたいたい」という食べ物を大切にすること								
⑤ 食べ残しの努力(必ずしている)	52.2%	70%	61.6%	5	5			・改善しているが継続して取り組む必要がある。
⑥ 食事に関するメニュー(必ずしている)	25.7%	70%	44.1%	2	7	1		・メニューは基本だと思えます。
⑦ 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ (必ずしている)	45.8%	70%	46.7%	2	4	4		・学校では出来るが家庭では？
○食生活リズム								
⑧ 朝食をほとんど食べない割合	3.8%	1%未満	0.9%	※	8	2		・朝食の効果が周知され、大人も子どもも食べるようになった。
小学生5年生	7.3%	1%未満	1.7%	※	3	5	1	・低学年ほど集団に慣れ、
中学生2年生	12.5%	10%未満	8.5%	※	5	3	1	・部活動の影響はないのか。
20～39歳								
○食生活・栄養のバランス								
⑨ 食事バランスガイド(参考にしている人)	31.7%	50%以上	30.7%	1	4	3	2	・言葉の認知に加え、実践が推進されている。
⑩ 内臓脂肪症候群(メタリックシンドローム)を認知 (言葉も内容も知っている)	50.2%	80%	79.8%	※	7	3		・いまは情報量が多いので、個々に気をつけていくとは思う。
○食文化								
⑪ 行事食を伴う伝統的な行事回数(7回以上)	22.4%	40%	22.8%	2	3	5		・知らないもしくは作れない人の方が多いいと思います。 ・広報などで何らかの形で載せたらどうか。
⑫ 地場産農産物の認知								
さつまいも	83.5%	100%	90.6%	5	4	1		・三芳の特産物として広く認知されている。
ほうれん草	74.3%	90%	52.5%	2	2	4	1	・地産地消が理解されている
かぶ	54.3%	70%	41.8%	2	2	5	1	・宣伝(日級グルメ)している割にはあまり知られていない。 ・認知に関して地位調査の方が評価の数値が信用できると思う。 ・宣伝する必要あり。 ・無作為とはいえ認知度の低さが伺える。 ・年々若い住民が増えていますので、無関心な人が多いいと思います。広報で 今月のみよしのおいしい野菜を紹介してください。

資料3 三芳町食に関する意識調査報告

I 意識調査の概要

1. 調査目的

食に対する三芳町民の意識を把握し、今後の三芳町食育推進施策の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査項目

- (1) 食育への関心
- (2) 食を通じた人との関わり
- (3) 食生活, 食習慣の状況
- (4) 食文化, 町農産物に対する意識
- (5) 野菜に対する意識
- (6) その他

3. 調査対象

(1) 母集団 三芳町全域の20歳以上の男女

(2) 標本数 全1,500人

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上
男性	150人	150人	150人	200人	100人
女性	150人	150人	150人	200人	100人

(3) 抽出方法 平成24年10月1日現在、住民基本台帳より無作為抽出法

4. 調査時期 平成24年10月20日～平成24年11月30日

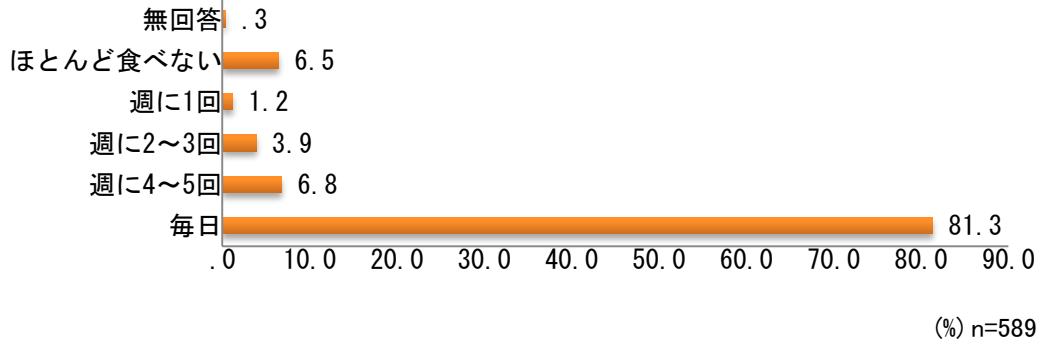
5. 調査方法 郵送配付－郵送回収法（催告ハガキ なし）

6. 調査機関 三芳町健康増進課保健センター

II 調査結果

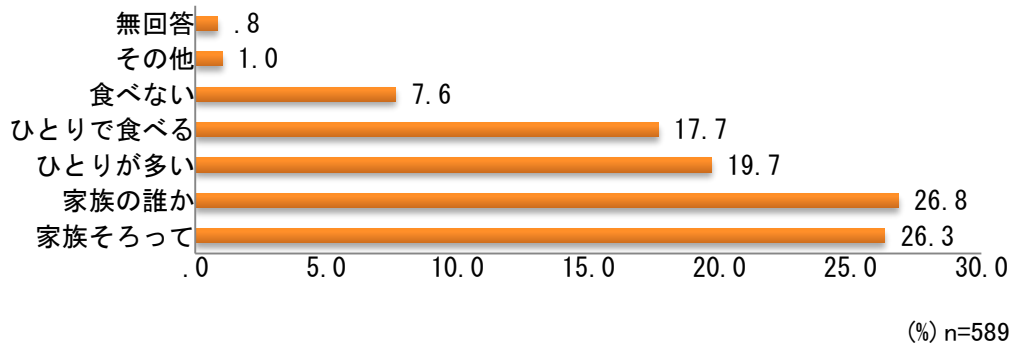
問1 あなたは朝食を食べていますか。(1つに○)

1. 毎日
2. 週に4~5回くらい
3. 週に2~3回くらい
4. 週1回くらい
5. ほとんど食べない



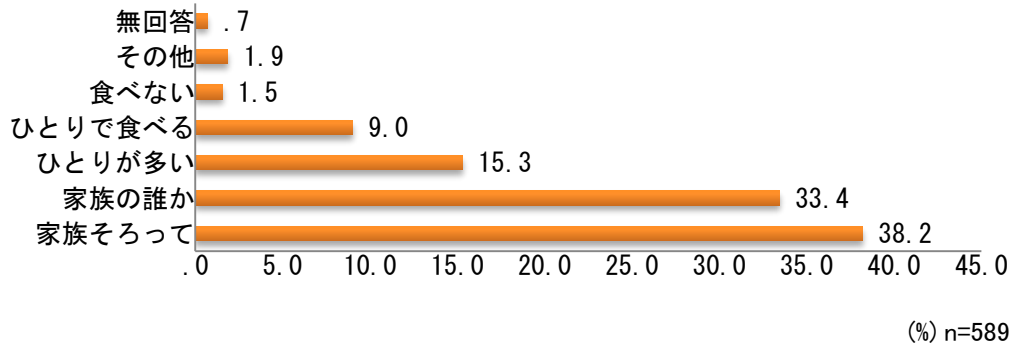
問2 あなたはふだん家族と朝食を食べていますか。(1つに○)

1. 家族そろって食べる
2. 家族の誰かと食べる
3. ひとりで食べることが多い
4. ひとりで食べる
5. 食べない
6. その他 ()



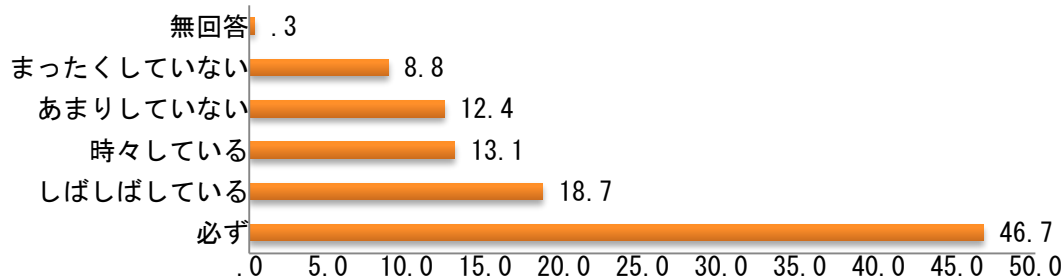
問3 あなたはふだん家族と夕食を食べていますか。(1つに○)

1. 家族そろって食べる
2. 家族の誰かと食べる
3. ひとりで食べることが多い
4. ひとりで食べる
5. 食べない
6. その他 ()



問4 あなたは食事の時に「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしていますか。(1つに○)

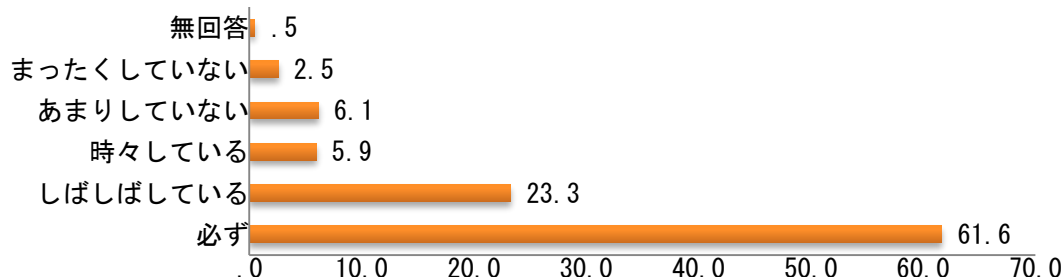
1. 必ずしている
2. しばしばしている
3. 時々している
4. あまりしていない
5. まったくしていない



(%) n=589

問5 あなたは食べ残しを減らす努力をしていますか。(1つに○)

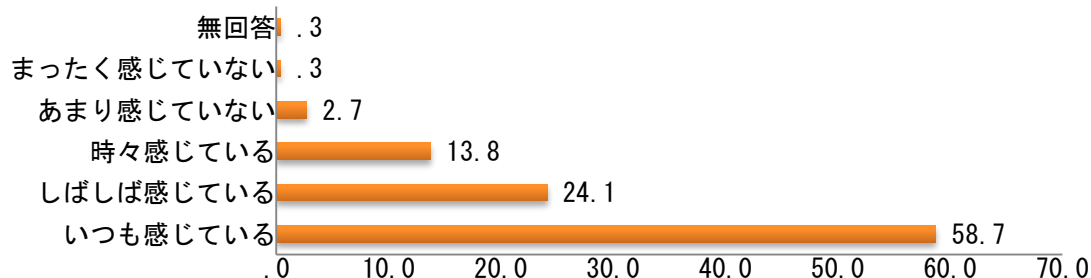
1. 必ずしている
2. しばしばしている
3. 時々している
4. あまりしていない
5. まったくしていない



(%) n=589

問6 あなたは食品産業や家庭において食べ残しや食品の廃棄が発生していることに関して、日ごろから「もったいない」と感じることはありませんか。(1つに○)

1. いつも感じている
2. しばしば感じている
3. 時々感じている
4. あまり感じていない
5. まったく感じていない

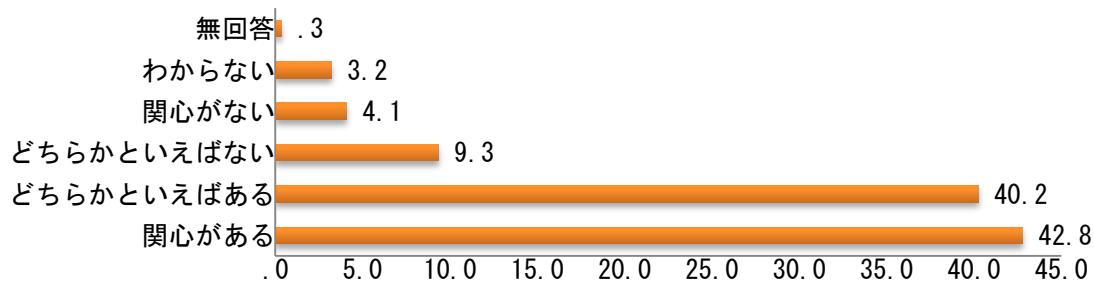


(%) n=589

問7 あなたは「食育」に関心がありますか。(1つに○)

※「食育」は、心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであります。その中には、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事などを実践したり、食を通じたコミュニケーションやマナー、あいさつなどの食に関する基礎を身につけたり、自然の恵みへの感謝や伝統的な食文化などへの理解を深めたりすることが含まれます。

1. 関心がある
2. どちらかといえば関心がある
3. どちらかといえば関心がない
4. 関心がない
5. わからない

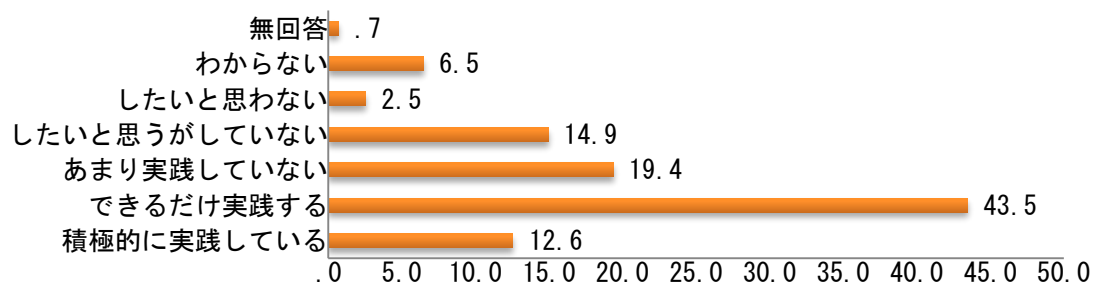


(%) n=589

問8 あなたは、日ごろから「食育」を何らかの形で実践していますか。

(1つに○)

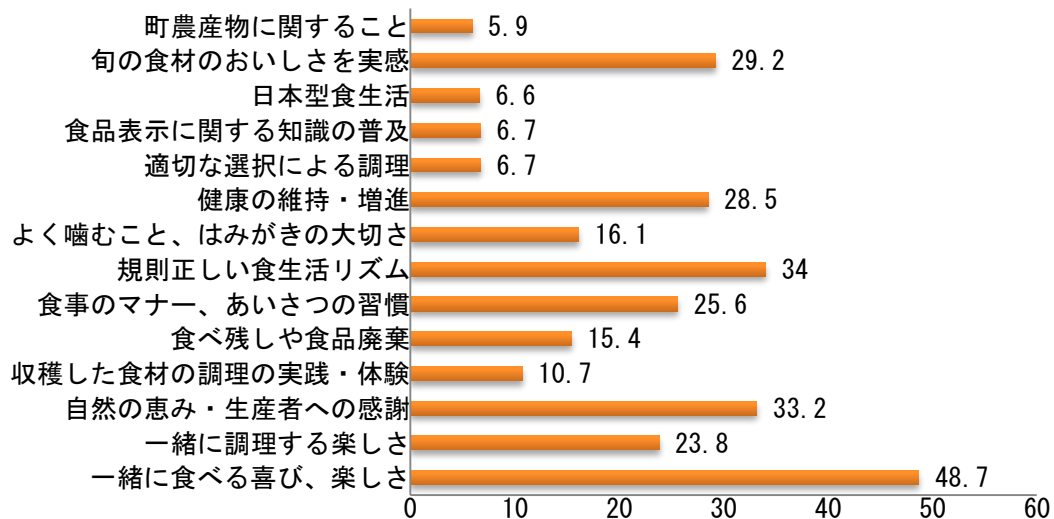
1. 積極的に実践をしている
2. できるだけ実践するようにしている
3. あまり実践していない
4. 実践したいと思っているが、実際はしていない
5. 実践したいとは思わないし、していない
6. わからない



(%) n=589

問9 食育には様々な内容が含まれますが、あなたは次のうちのどの分野を重点的に取り組んだらよいと思いますか。（あてはまるもの3つまで○）

1. 家族と一緒に食べる喜びや食の楽しさの実感
2. 人と一緒に調理する楽しさ、誰かと一緒に食べる楽しさの実感・喜び
3. 自然の恵み等への感謝・生産者等への感謝
4. 収穫した食材を生かした調理の実践・体験
5. 家庭や給食などの食べのこしや食品廃棄を減らす
6. 食事マナー・あいさつの習慣
7. 規則正しい食生活リズム
8. よくかむことやはみがきの大切さを実感
9. 肥満や低栄養、偏食等を改善した健康の維持・増進
10. 食材、調理方法の適切な選択による調理
11. 食品表示に関する知識の普及啓発
12. 郷土料理、行事食などの日本型食生活
13. 四季折々、旬の食材のおいしさを実感
14. 町農産物に関する情報、供給、消費の拡大

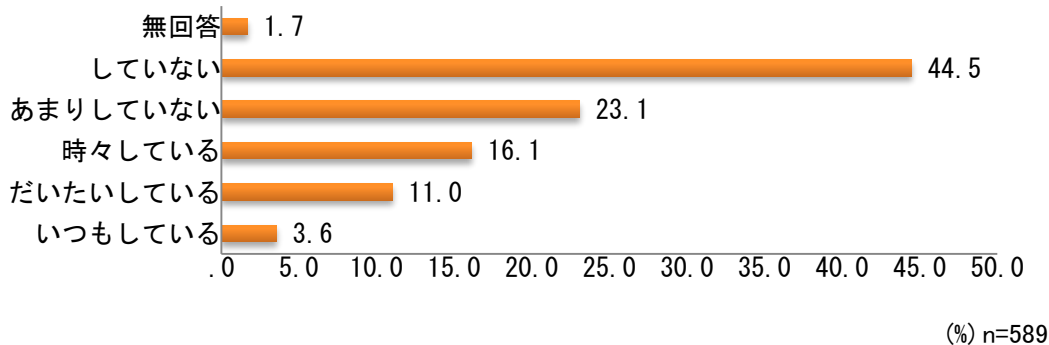


(%) n=579 3つ選択

問10 あなたは、日ごろの健全な食生活を実践するため、「食事バランスガイド」等を参考にしていますか。(1つに○)

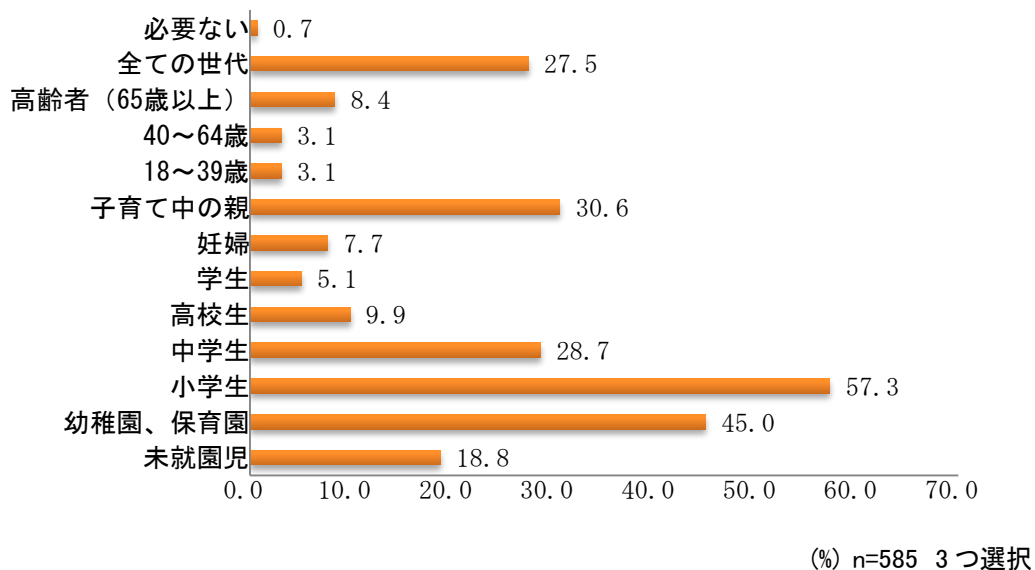
※「食事バランスガイド」とは「何を・どれだけ」食べたらよいのかを分かりやすくコマで示したものです。健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」(平成12年3月)を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省により決定されました。「食事の基本」を身につけるための望ましい食事のとり方やおよその量をわかりやすく示しています。

1. いつも参考にしている
2. だいたい参考にしている
3. 時々参考にしている
4. あまり参考にしていない
5. 参考にしていない



問11 あなたは「食育」についてどの世代を中心に進めることが良いと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)

1. 未就園児
2. 幼稚園・保育園
3. 小学生
4. 中学生
5. 高校生
6. 学生(大学、短大、専門学校生等)
7. 妊婦
8. 子育て中の親
9. 18~39歳
10. 40~64歳
11. 高齢者(65歳以上)
12. 全ての世代
13. 必要ない



問12 あなたは、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の予防や改善のために、①適切な食事、②定期的な運動、③週に複数回の体重測定のいずれかを実践していますか。（1つに○）

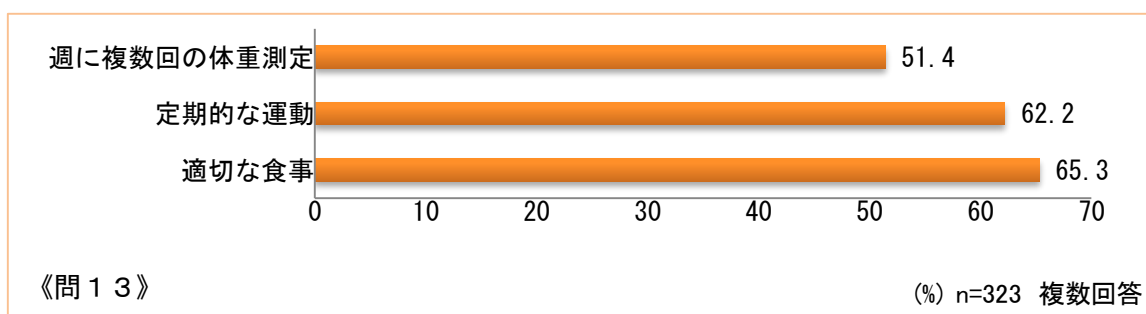
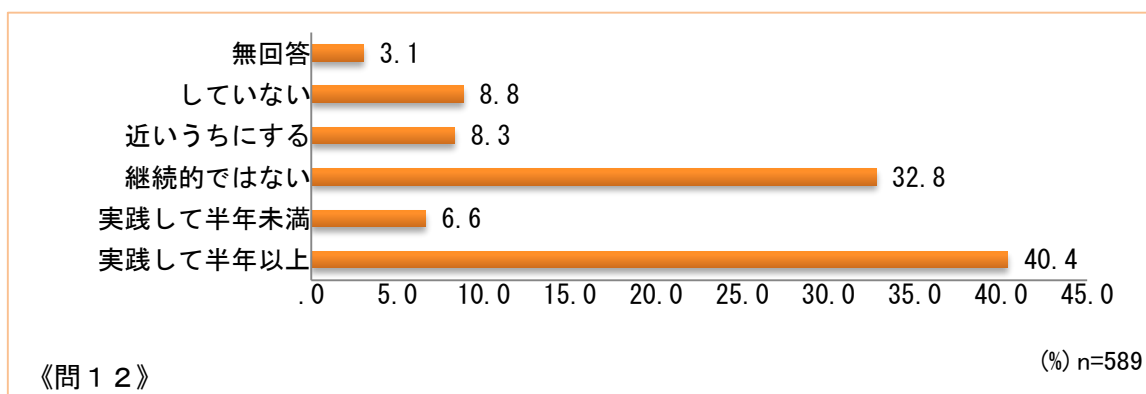
※「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」とは「内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常を起こしたりして、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態」のことです。

1. 実践して、半年以上継続している
2. 実践しているが、半年未満である
 3. 時々気をつけているが、継続的ではない
 4. 現在はしていないが、近いうちにしようと思っている
 5. 現在していないし、しようとも思わない

問12で「1.実践して、半年以上継続している」「2.実践しているが半年未満である」と答えた方にお聞きします。

問13 実践しているのは「①適切な食事」「②定期的な運動」「③週に複数回の体重測定」のどれですか。現在も継続して実践しているものをすべて選んでください。（あてはまるもの全てに○）

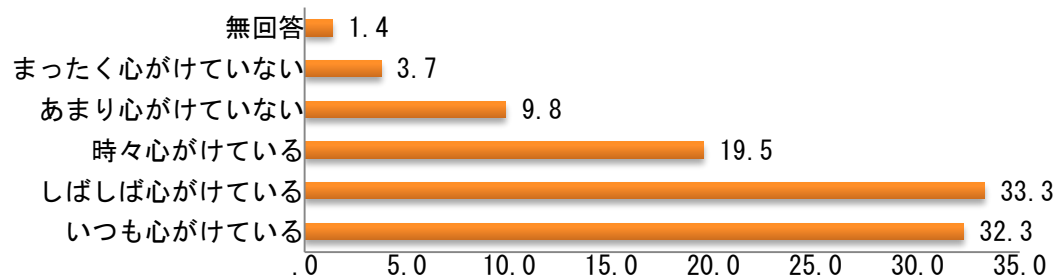
1. 適切な食事
2. 定期的な運動
3. 週に複数回の体重測定



問14 あなたを含む家族（単身世帯を含む）における食育として、次の（ア）から（オ）のそれぞれについてあてはまるものを1つずつお答えください。

（ア） 栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実践、野菜摂取量を増やす、油の多いものを控えるなど、バランスの良い食事を心がけていますか。（1つに○）

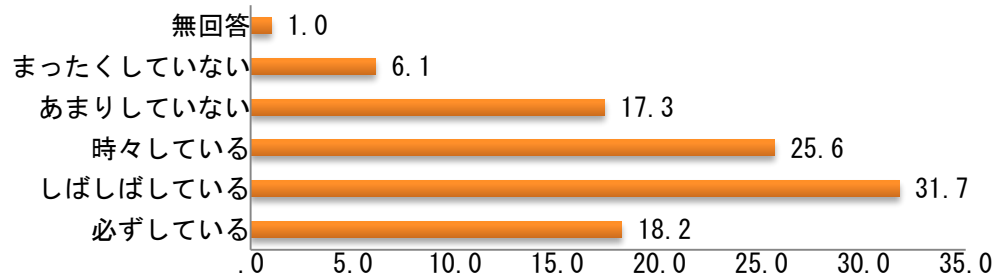
1. いつも心がけている
2. しばしば心がけている
3. 時々心がけている
4. あまり心がけていない
5. まったく心がけていない



(%) n=589

（イ） 家庭や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充実させていますか。（1つに○）

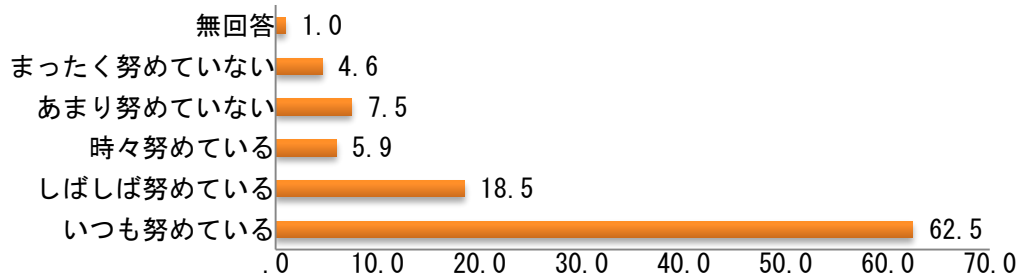
1. 必ずしている
2. しばしばしている
3. 時々している
4. あまりしていない
5. まったくしていない



(%) n=589

(ウ) 毎日朝食を摂るなど規則正しい食生活に努めていますか。(1つに○)

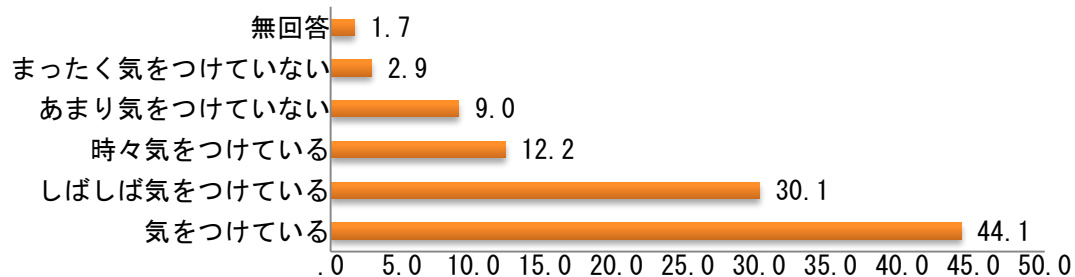
1. いつも努めている 2. しばしば努めている 3. 時々努めている
4. あまり努めていない 5. まったく努めていない



(%) n=589

(エ) 食事に関するマナーに気をつけていますか。(1つに○)

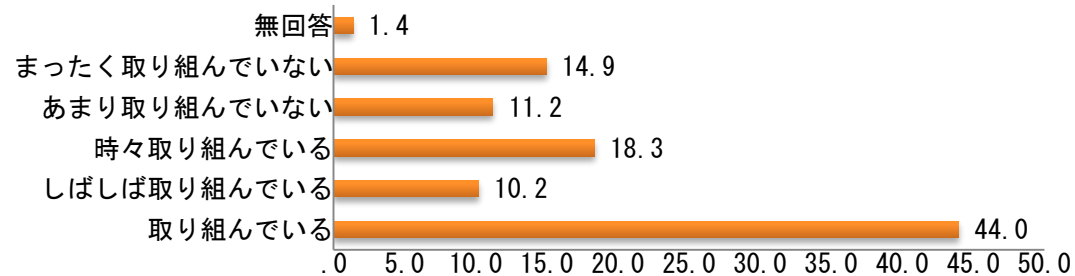
1. 気をつけている 2. しばしば気をつけている 3. 時々気をつけている
4. あまり気をつけていない 5. まったく気をつけていない



(%) n=589

(オ) 自ら料理に取り組んでいますか。(1つに○)

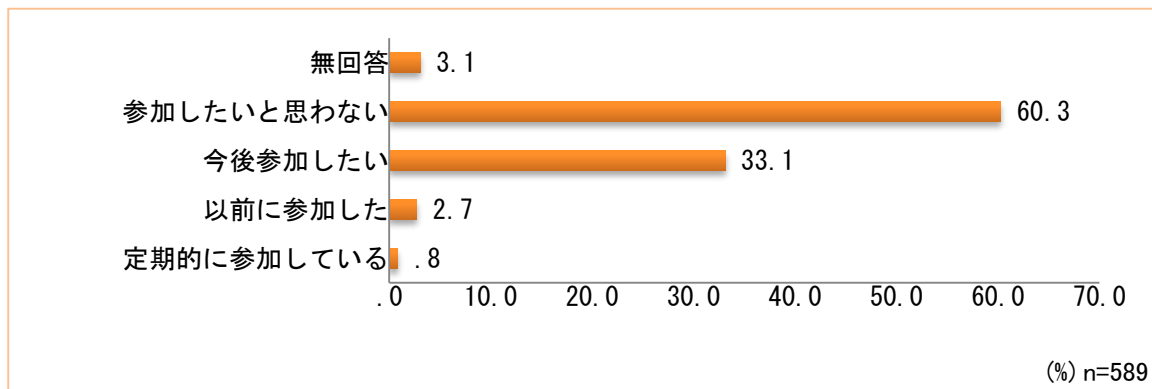
1. 取り組んでいる 2. しばしば取り組んでいる 3. 時々取り組んでいる
4. あまり取り組んでいない 5. まったく取り組んでいない



(%) n=589

問15 あなたは、食育の推進にかかわるボランティア活動に参加していますか。(1つに○)

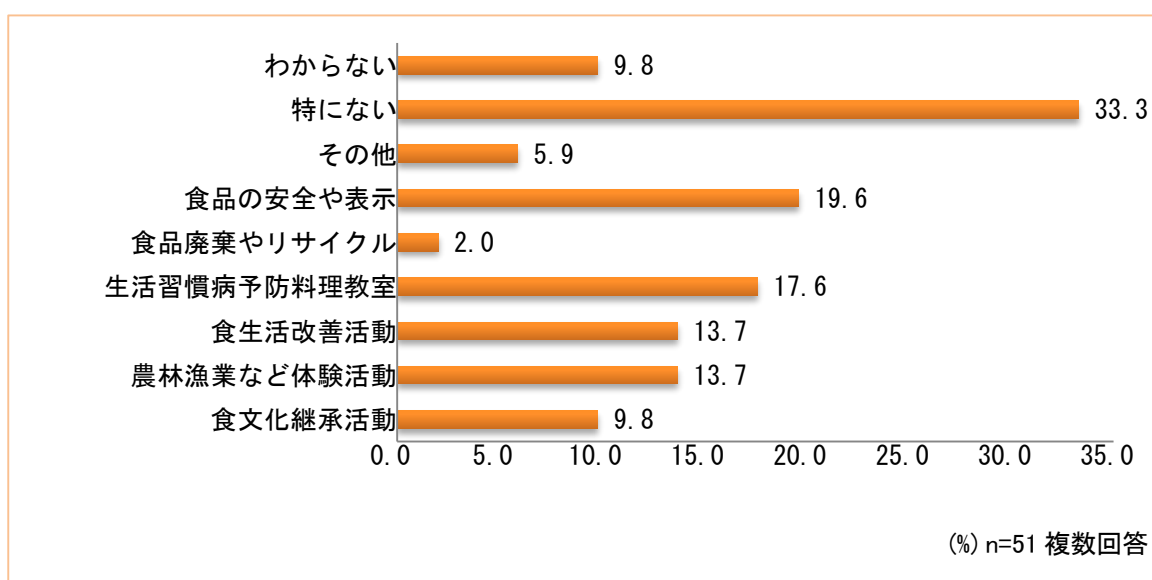
- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 定期的に参加している | 2. 以前に参加したことがある |
| 3. 今後参加したいと思う | 4. 参加したいと思わない |



問15で「1.定期的に参加している」「2.以前に参加したことがある」と答えた方にお聞きします。

問16 どのような食育に関するボランティア活動に参加していますか。または以前参加したことがありますか。(あてはまるもの全てに○)

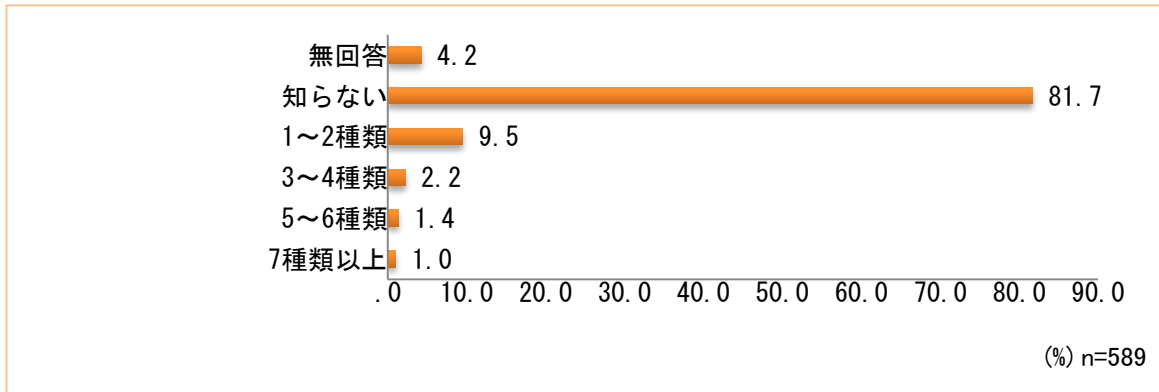
- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 郷土料理、伝統料理等の食文化継承活動 | 2. 農林漁業などに関する体験活動 |
| 3. 食生活の改善に関する活動 | 4. 生活習慣病予防などのための料理教室 |
| 5. 食品廃棄や食品リサイクルに関する活動 | 6. 食品の安全や表示に関する活動 |
| 7. 食育に関する国際交流活動 | 8. その他 () |
| 9. 特にない | 10. わからない |



わが国は、四季折々の様々な食材に恵まれ、長い年月を経て地域と結びついた郷土料理、伝統食、行事食、配膳方法、所作などの食文化が形成されてきました。

問17 三芳町の主な郷土料理や伝統食を何種類知っていますか。(1つに〇)

1. 7種類以上 2. 5～6種類 3. 3～4種類 4. 1～2種類
5. 知らない



問17で「1. 7種類以上」、「2. 5～6種類」「3. 3～4種類」「4. 1～2種類」と答えた方にお聞きします。

問18 あなたの知っている三芳町の主な「郷土料理」や「伝統食」を教えてください。

回答は p 52に記載

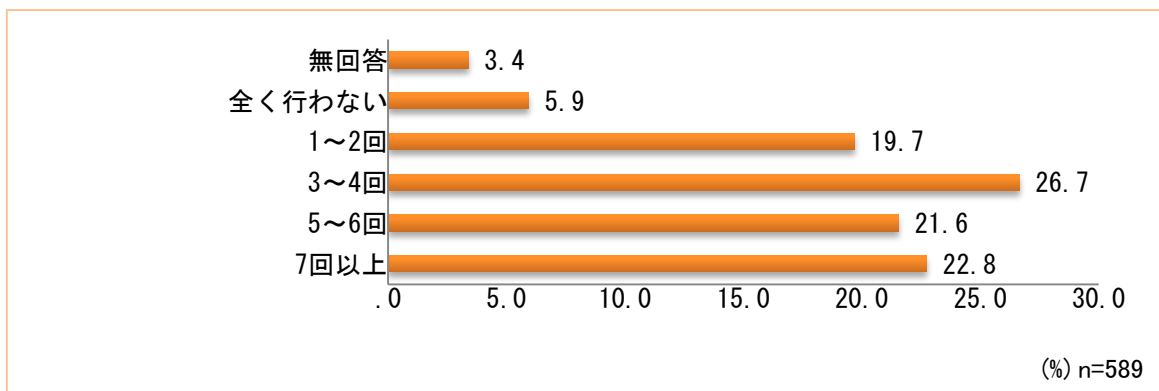
伝統的な行事と行事食の一般的な例示として次のようなものがあります。

- | | | |
|------------------------|------------------|------------------|
| ◎正月 (1月：おせち・お雑煮・七草がゆ等) | ◎節分 (2月：恵方巻・まめ等) | |
| ◎桃の節句 (3月：ひな菓子・五目すし等) | ◎春分の日 (3月：ぼた餅等) | |
| ◎端午の節句 (5月：ちまき等) | ◎七夕 (7月：そうめん等) | ◎土用 (7月：うなぎ・もち等) |
| ◎お盆 (8月：団子等) | ◎十五夜 (9月：月見団子等) | ◎秋分の日 (9月：おはぎ等) |
| ◎七五三 (11月：千歳あめ等) | ◎冬至 (12月：かぼちゃ等) | ◎大晦日 (12月：そば等) |

問19 ご自宅で行事食を伴う伝統的な行事を年間にどの程度行っていますか。

(1つに〇)

1. 7回以上 2. 5～6回 3. 3～4回 4. 1～2回
5. 全く行わない

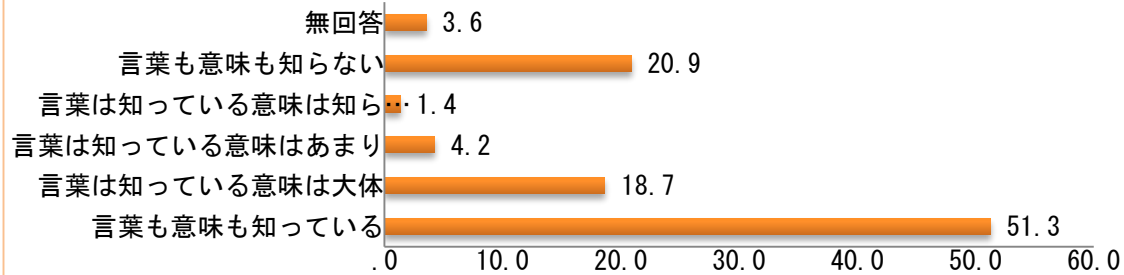


問20 あなたは、「地産地消」という言葉やその意味を知っていますか。

(1つに○)

※「地産地消」とは、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することです。

1. 言葉も意味も知っている
2. 言葉は知っているし、意味も大体知っている
3. 言葉は知っていたが、意味はあまり知らなかった
4. 言葉は知っていたが、意味は知らなかった
5. 言葉も意味内容も知らなかった



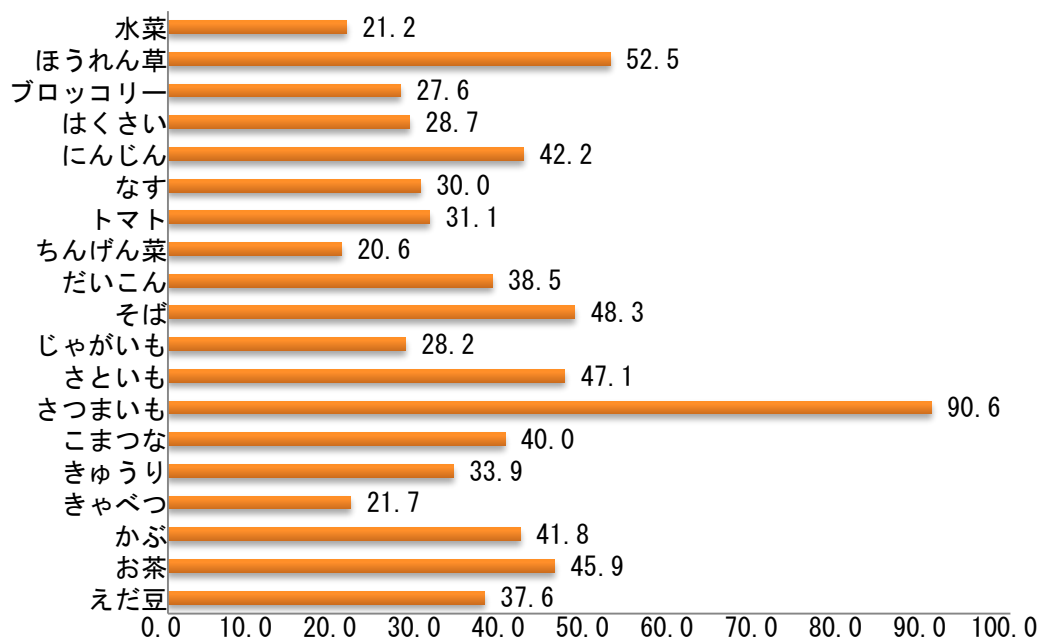
(%) n=589

三芳町は埼玉県内の野菜等の産地として大切な役割を担っており、さまざまな産物があります。

問21 三芳町の主な産物で、あなたが知っているもの全てに○印をつけてください。

(あてはまるもの全てに○)

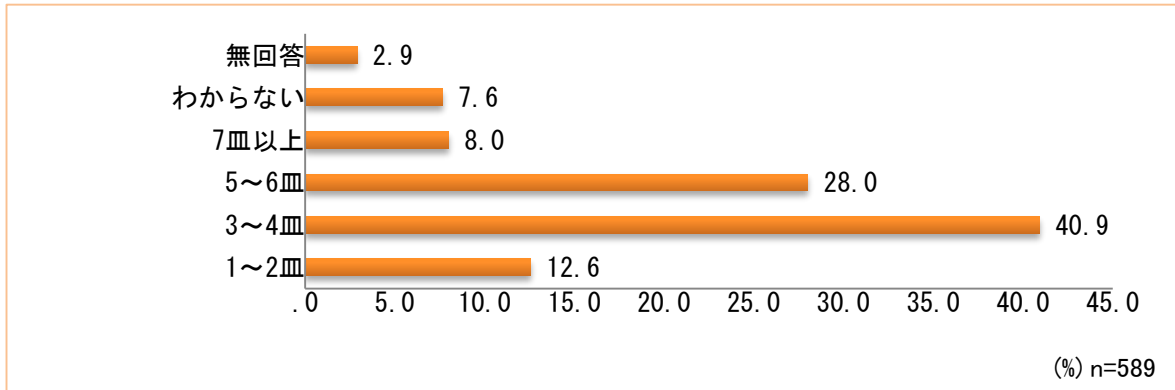
1. えだ豆
2. お茶
3. かぶ
4. きゃべつ
5. きゅうり
6. こまつな
7. さつまいも
8. さといも
9. じゃがいも
10. そば
11. だいこん
12. ちんげん菜
13. トマト
14. なす
15. にんじん
16. はくさい
17. ブロccoli
18. ほうれん草
19. 水菜
20. その他 ()



(%) n=543 複数回答

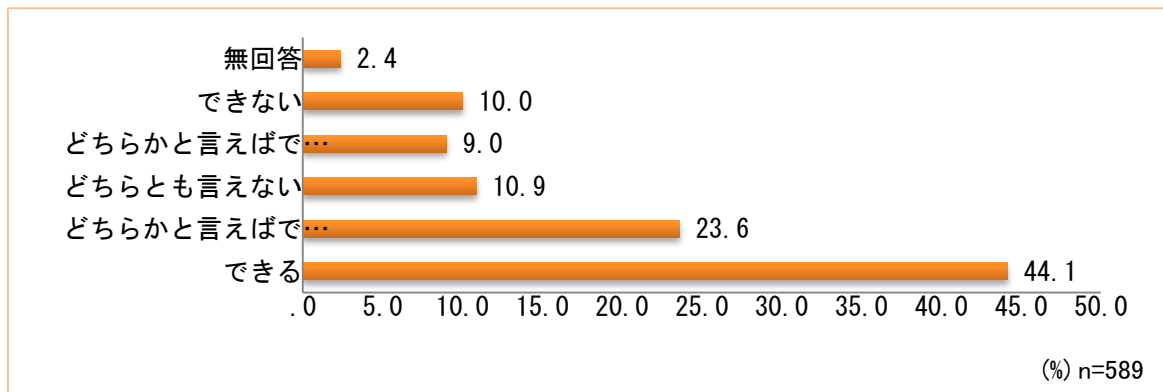
問2 2 あなたは健康のために1日に食べることが望ましい野菜料理の目安はどれだと思いますか。1皿は小鉢1コ程度と考えてください。(1つに○)

1. 1~2皿 2. 3~4皿 3. 5~6皿 4. 7皿以上
5. わからない



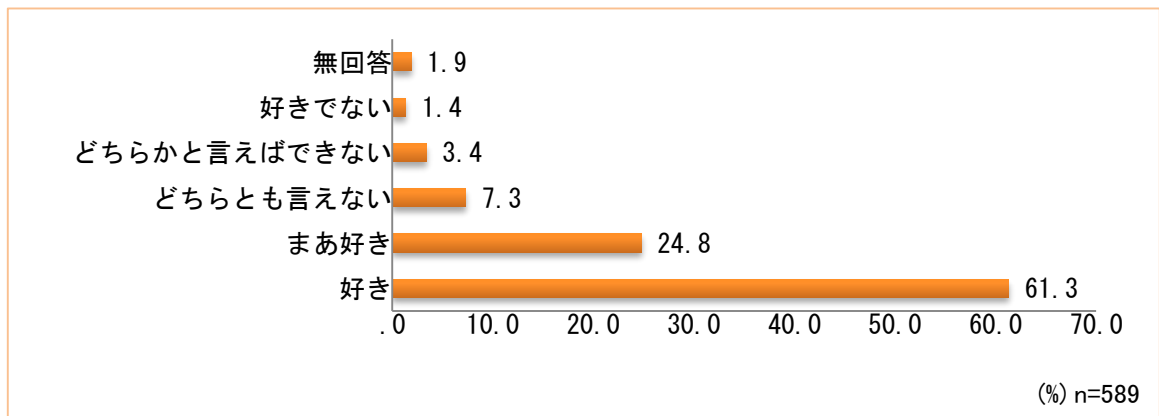
問2 3 あなたは野菜料理（野菜を主な材料とした料理）を作ることができますか。(1つに○)

1. できる 2. どちらかと言えばできる 3. どちらとも言えない
4. どちらかと言えばできない 5. できない



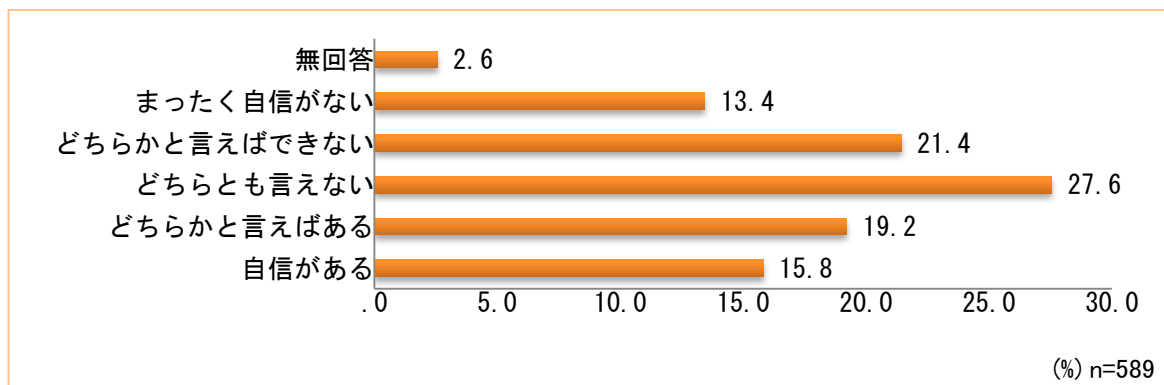
問2 4 あなたは野菜が好きですか。(1つに○)

1. 好き 2. まあ好き 3. どちらとも言えない
4. あまり好きでない 5. 好きでない



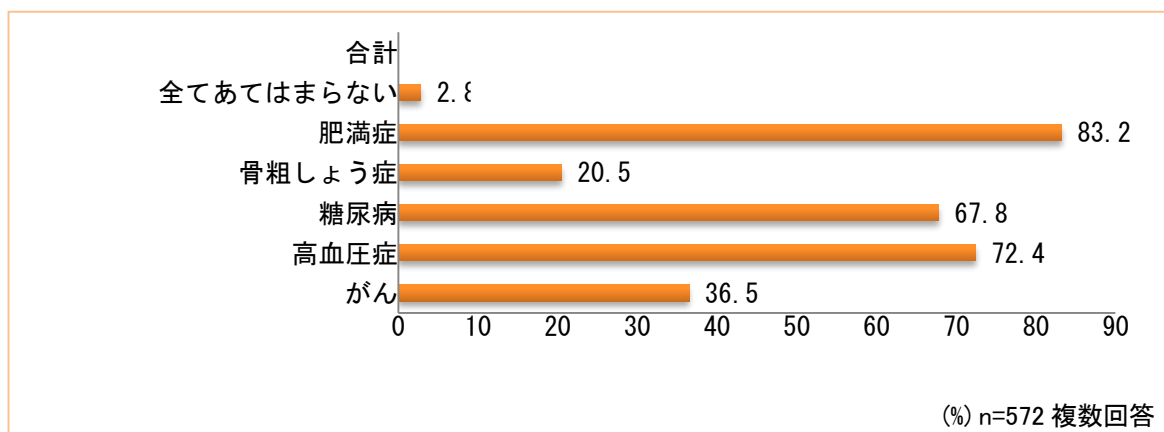
問25 1日に5皿以上の野菜料理を食べることについて、できるという自信がありますか。
1皿は小鉢1個程度と考えてください。(1つに○)

1. 自信がある
2. どちらかと言えば自信がある
3. どちらとも言えない
4. どちらかと言えば自信がない
5. まったく自信がない



問26 野菜を食べることで予防効果がある病気はどれだと思えますか。
(あてはまるもの全てに○)

1. がん
2. 高血圧症
3. 糖尿病
4. 骨粗しょう症
5. 肥満症
6. 全てあてはまらないと思う



【解説】

平成23年度埼玉県民健康・栄養調査と同じ設問である。近年の研究により「がん、高血圧症、糖尿病、肥満症」については予防効果がある。

問27 あなたはふだん、1日に野菜料理（野菜を主な材料とした料理）を皿数で考えると何皿食べていますか。1皿は小鉢1個程度と考えてください。（まず1.~5.の1つに○をつけてください。次に1.~3.を答えた方は問28上段の設問を、4.~5.を答えた方は問28下段の設問をお答えください。）

1. ほとんど食べない

問27で「1. ほとんど食べない」「2. 1~2皿」「3. 3~4皿」と答えた方にお聞きします。

2. 1~2皿

問28 1日に野菜料理を5皿以上食べることにについて

3. 3~4皿

1. 関心が無い（6ヶ月以内に実行する気がない）
2. 6ヶ月以内に実行しようと思う
3. すぐに実行しようと思う（1ヶ月以内）

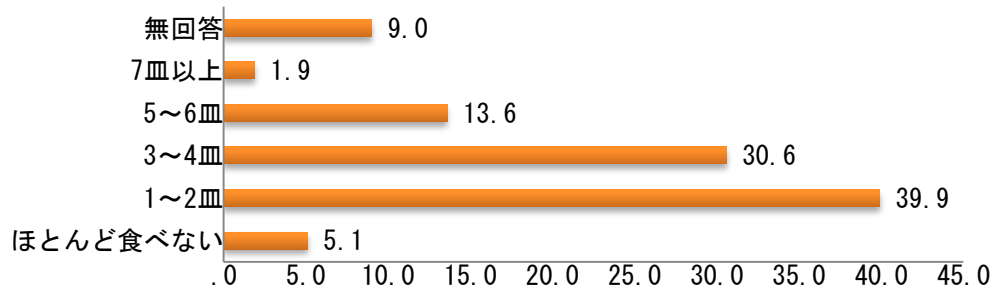
4. 5~6皿

問27で「4. 5~6皿」「5. 7皿以上」と答えた方にお聞きします。

5. 7皿以上

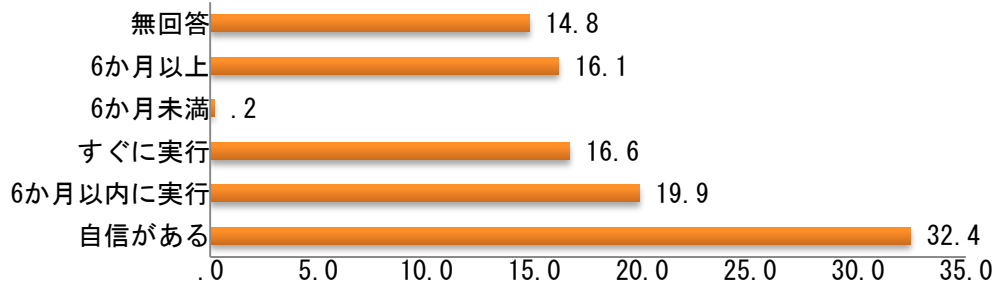
問28 いつごろから食べていますか。

4. 6ヶ月未満である
5. 6ヶ月以上継続している



《問27》

(%) n=589

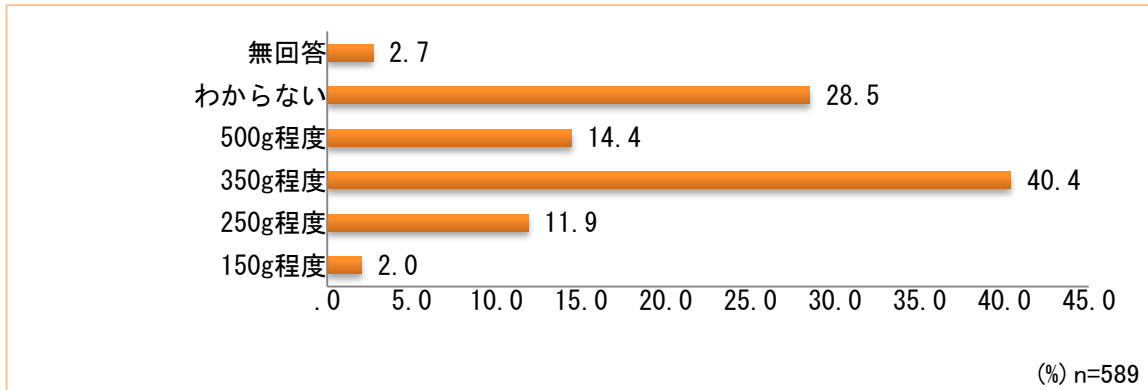


《問28》

(%) n=589

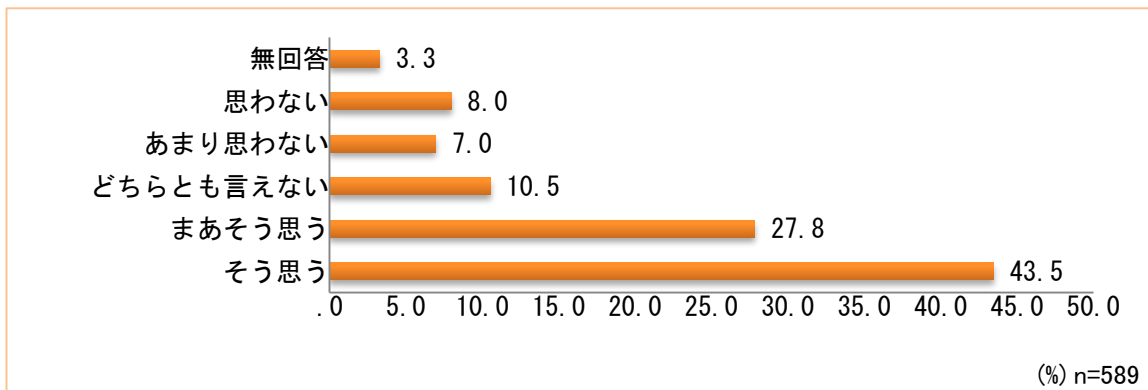
問29 健康のために1日に食べることが望ましい野菜料理の重量はどれだと思いますか。
(1つに○)

- 1. 150g 程度 2. 250g 程度 3. 350g 程度
- 4. 500g 程度 5. わからない



問30 家族や周囲の人は、あなたに野菜料理を提供してくれていると思いますか。(1つに○)

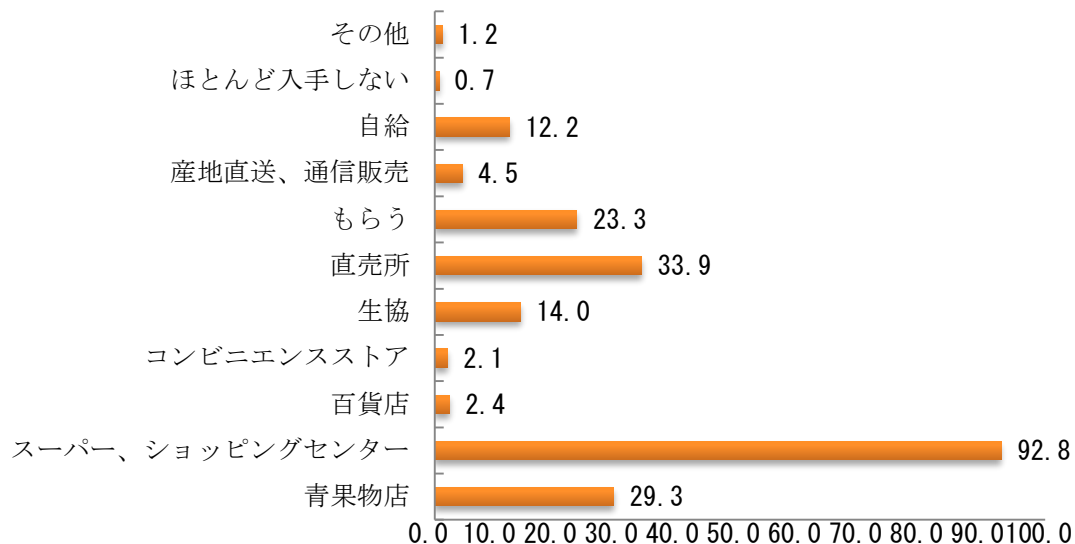
- 1. そう思う 2. まあそう思う 3. どちらとも言えない
- 4. あまり思わない 5. 思わない



問3 1 あなたの世帯では、野菜をどこから入手していますか。

(あてはまるもの3つまでに○)

- | | | |
|---------------|--------------------|--------|
| 1. 青果物店 | 2. スーパー・ショッピングセンター | 3. 百貨店 |
| 4. コンビニエンスストア | 5. 生協 (店舗、宅配を含む) | 6. 直売所 |
| 7. もらう | 8. 産地直送、通信販売 | 9. 自給 |
| 10. ほとんど入手しない | 11. その他 () | |

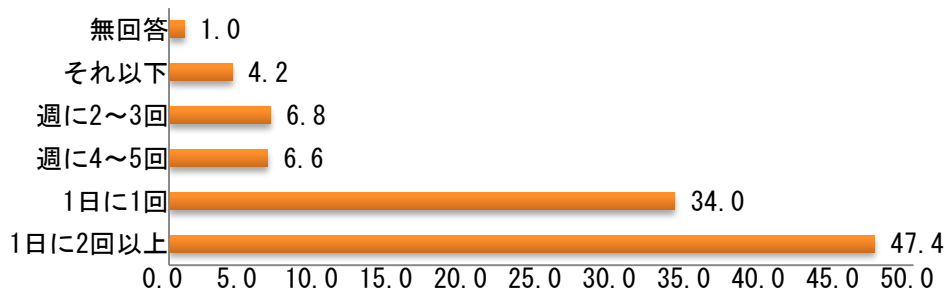


(%) n=584 3つ選択

問3 2 あなたは1日のうち、主食 (ごはん、パン、めん類等)・主菜 (卵、肉、魚、大豆、大豆製品等が主体のおかず)・副菜 (野菜、海藻、いも類等が主体のおかず) のそろった食事をどのくらいとっていますか。

(1つに○)

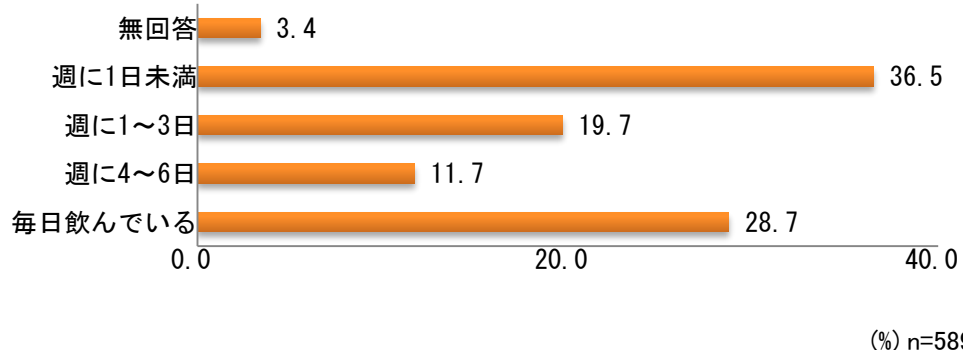
- | | | |
|------------|----------|-----------|
| 1. 1日に2回以上 | 2. 1日に1回 | 3. 週に4~5回 |
| 4. 週に2~3回 | 5. それ以下 | |



(%) n=589

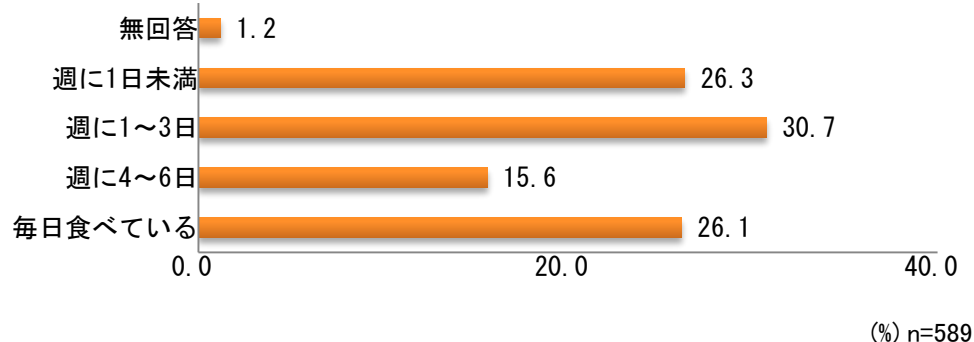
問33 あなたは毎日牛乳を飲んでますか。(1つに○)

1. 毎日飲んでいる
2. 週に4～6日は飲んでいる
3. 週に1～3回飲んでいる
4. 週に1日未満



問34 あなたは毎日果物を食べていますか。(1つに○)

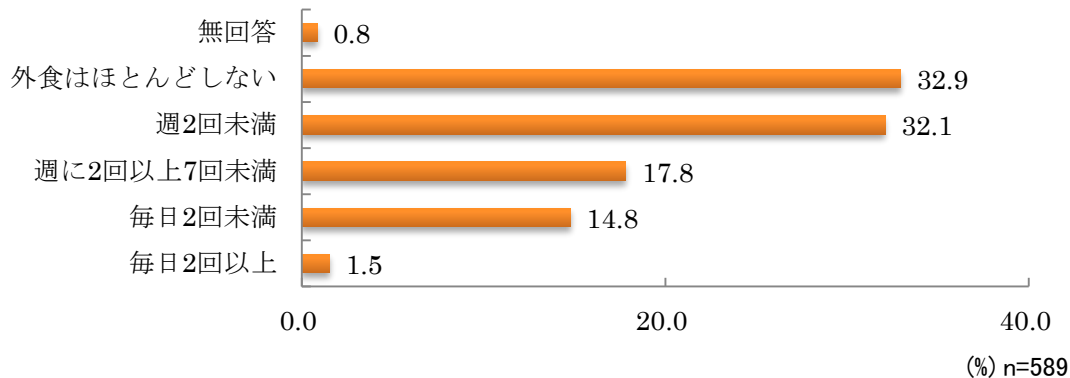
1. 毎日食べている
2. 週に4～6日は食べている
3. 週に1～3日は食べている
4. 週に1日未満



問35 あなたは普段外食をどのくらいしますか。(1つに○)

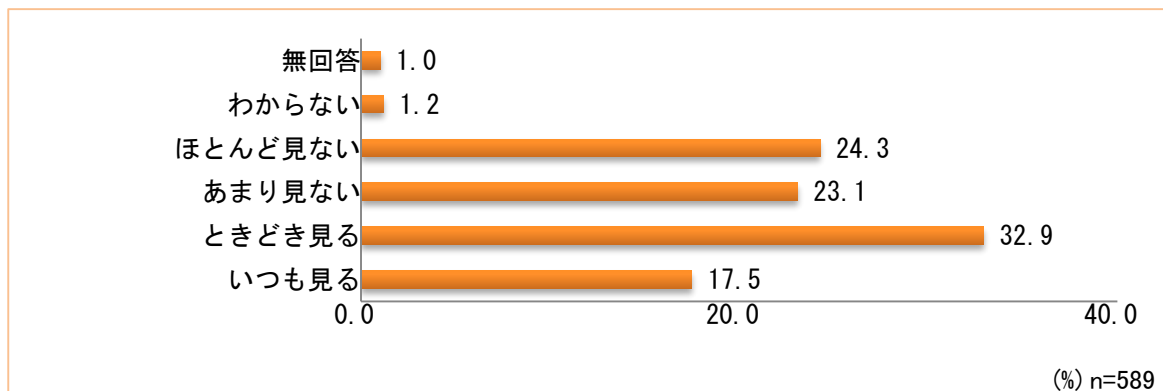
※ここでのいう外食とは、飲食店での食事や家庭以外の場所で出前をとったり、市販のお弁当を買って食べる場合とします。例えば、職場で市販のお弁当を買って食べた場合も外食とします。

1. 毎日2回以上(週14回以上)
2. 毎日1回以上2回未満(週7回以上14回未満)
3. 週2回以上7回未満
4. 週2回未満
5. 外食はほとんどしない



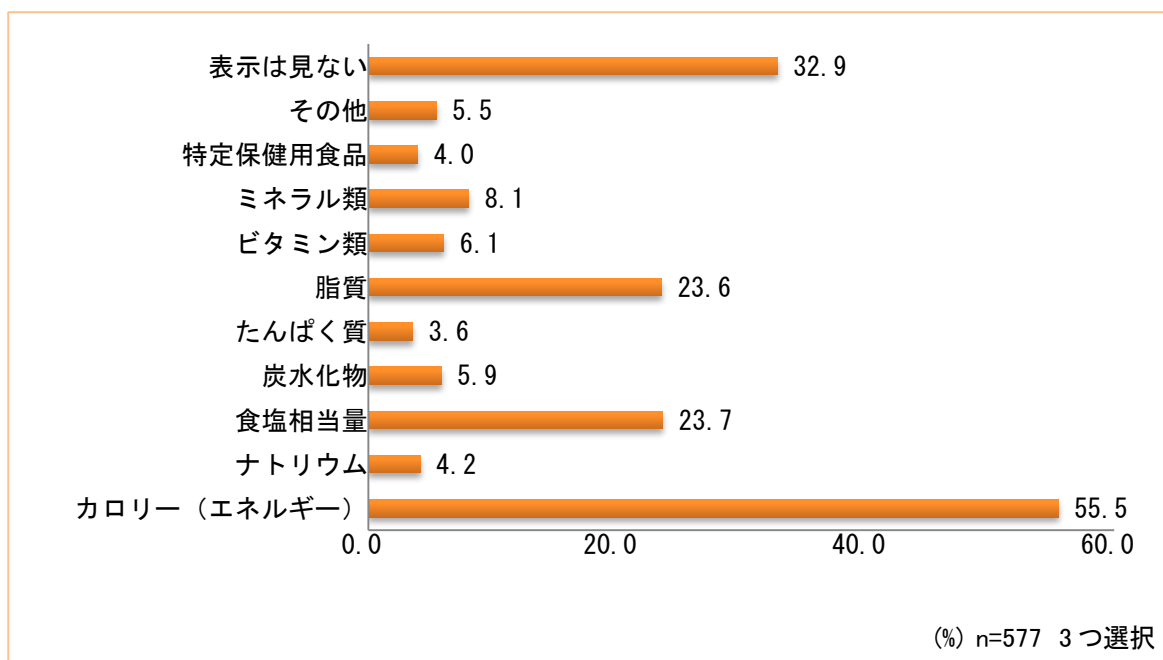
問36 あなたは外食するときや食品を買うとき、カロリーや塩分表示などを見ますか。
(1つに○)

- 1. いつも見る
- 2. ときどき見る
- 3. あまり見ない
- 4. ほとんど見ない
- 5. わからない



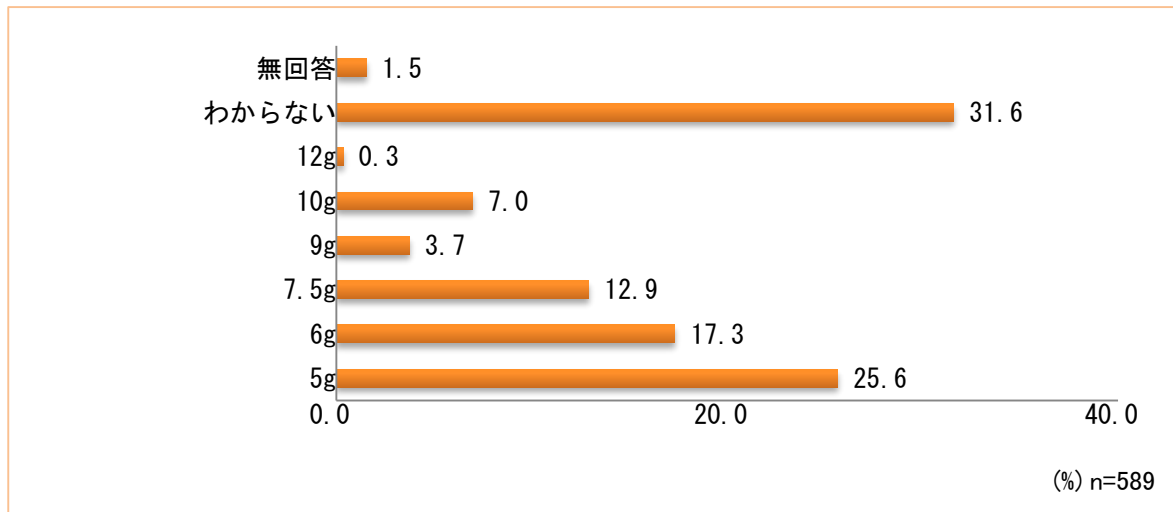
問37 あなたは外食するときや食品を買うとき、特に意識して見ている「栄養に関する表示」はありますか。(あてはまるもの3つまでに○)

- 1. カロリー (エネルギー)
- 2. ナトリウム
- 3. 食塩相当量
- 4. 炭水化物
- 5. たんぱく質
- 6. 脂質
- 7. ビタミン類
- 8. ミネラル類 (カルシウム, 鉄など)
- 9. 特定保健用食品の確認
- 10. その他 ()
- 11. 表示は見ない



問38 あなたは健康のために塩分の摂取量は1日何グラム未満が望ましいと思いますか。
(1つに○)

1. 5g 2. 6g 3. 7.5g 4. 9g 5. 10g 6. 12g 7. わからない



【解説】

問38については、発信されている資料により見解が分かれるところである。日本人の食事摂取基準 2010 年度版では、食塩相当量として 18 歳以上の男性は 9.0g/日未満を、18 歳以上の女性は 7.5g/日未満を目標量として設定している。なお推定平均必要量はそれぞれ 1.5g/日である。

《日本人の食事摂取基準 2010》

日本人の食事摂取基準は、健康な個人または集団を対象として、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的に、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示したものである。5年に1度改定される。

《目標量》

生活習慣病の一次予防を目的として、特定の集団において、その疾患のリスクや、その代理指標となる生体指標の値が低くなると考えられる栄養状態が達成できる量として算定し、現在の日本人が当面の目標とすべき摂取量として設定されたものである。

《推定平均必要量》

ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団（例えば 30～49 歳の男性）における必要量の平均値の推定値を示すものと定義されている。つまり当該集団に属する 50%の人が必要量を満たす（同時に 50%の人が必要量を満たさない）と推定される摂取量として定義されている。

問39 あなたはふだんの食事において、減塩に取り組んでいますか。(1つに○)

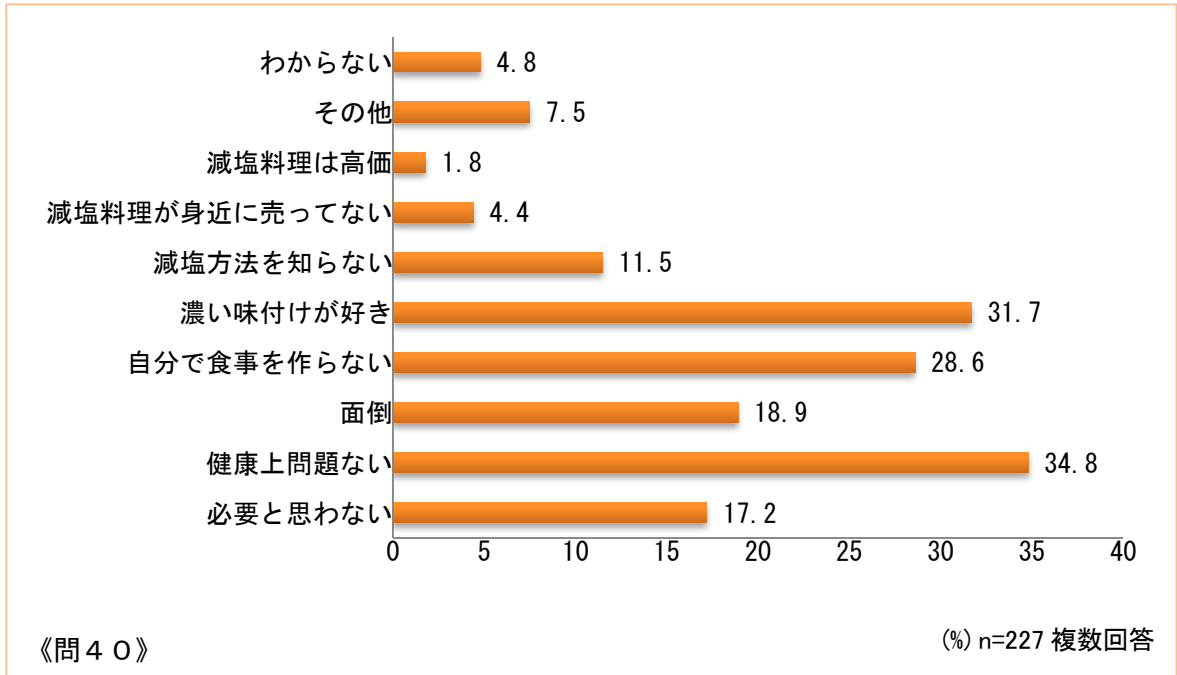
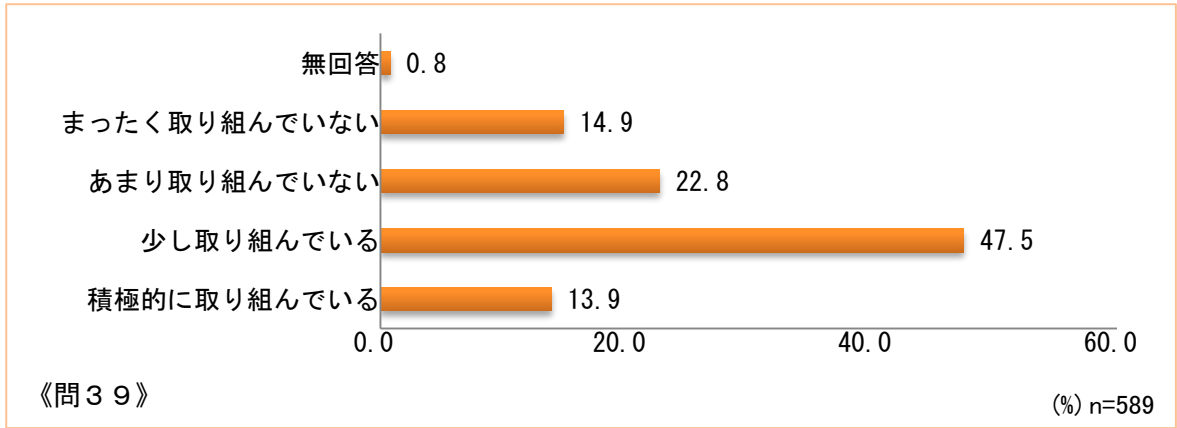
- 1. 積極的に取り組んでいる
- 2. 少し取り組んでいる
- 3. あまり取り組んでいない
- 4. まったく取り組んでいない



問39で「3.あまり取り組んでいない」「4.まったく取り組んでいない」と答えた方にお聞きします。

問40 減塩に取り組んでいない理由はなんですか。(全てに○)

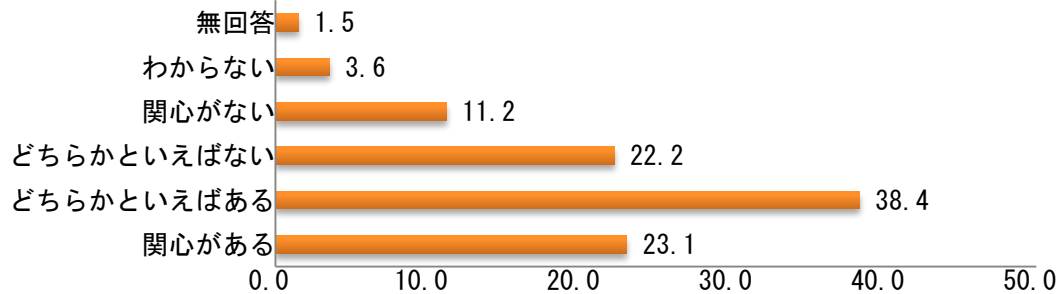
- 1. 特に必要と思わないから
- 2. 現在健康上の問題がないから
- 3. 面倒だから
- 4. 自分で食事を作らないから
- 5. 濃い味付けが好きだから
- 6. 減塩方法を知らないから
- 7. 減塩料理が身近に売っていないから
- 8. 減塩料理は高価だから
- 9. その他 ()
- 10. わからない



問4 1 あなたは噛み方、味わい方といった食べ方に関心がありますか。

(1つに○)

1. 関心がある
2. どちらかと言えば関心がある
3. どちらかと言えば関心がない
4. 関心がない
5. わからない



(%) n=589

問4 2 あなたの現在の身長と体重をご記入ください。(それぞれ数値で記入)

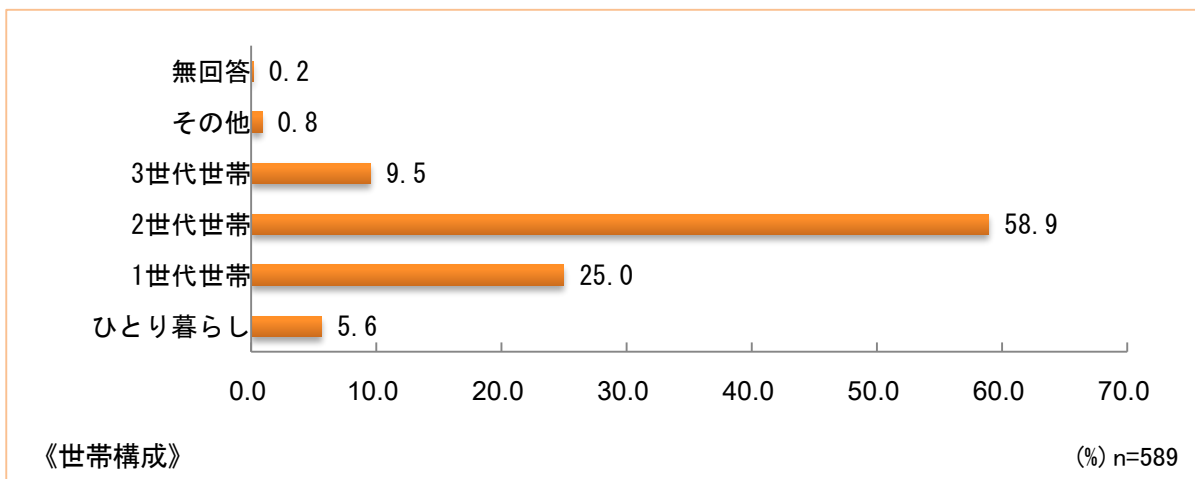
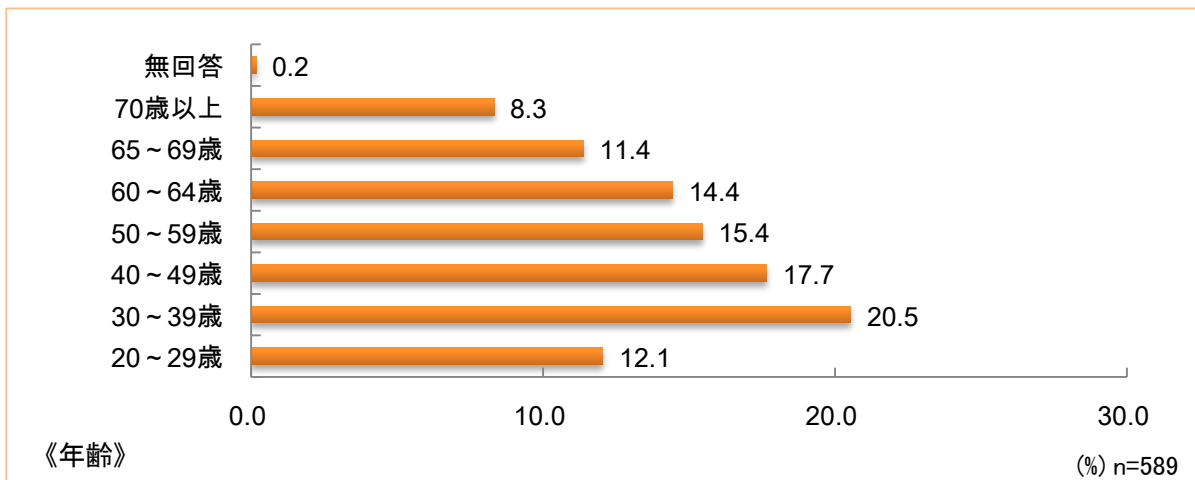
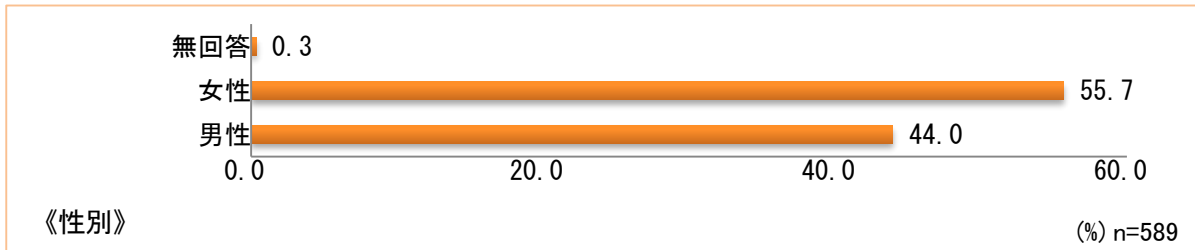
身長 _____ cmくらい 体重 _____ kgくらい

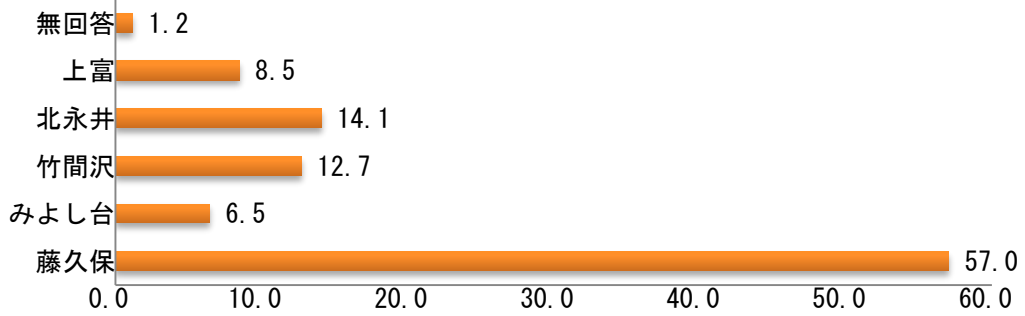
問4 3 あなたの身長であなたが理想と考える体重はどのくらいですか。

(数値で記入)

体重 _____ kgくらい

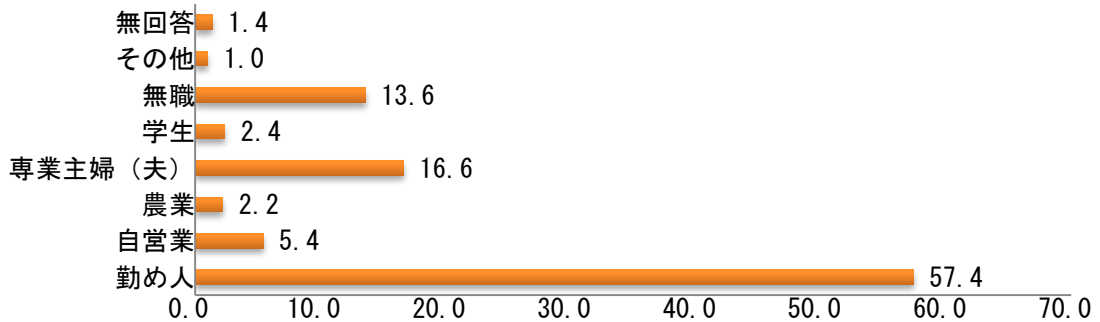
問4 4 あなた自身についておたずねします。(1つに○)			
性別	1. 男性	2. 女性	
年齢	20～29歳 (19歳を含む)	30～39歳	40～49歳
	50～59歳	60～64歳	65～69歳 70歳以上
世帯構成	1. ひとり暮らし	2. 1世代世帯 (夫婦のみ)	
	3. 2世代世帯 (親と子など)	4. 3世代世帯 (親と子、孫など)	
住まいの地区	1. 藤久保	2. みよし台	3. 竹間沢 4. 北永井 5. 上富
職業	1. 勤め人 (パートを含む)	2. 自営業	3. 農業
	4. 専業主婦 (夫)	5. 学生	6. 無職
	7. その他 ()		





《住まいの地区》

(%) n=589

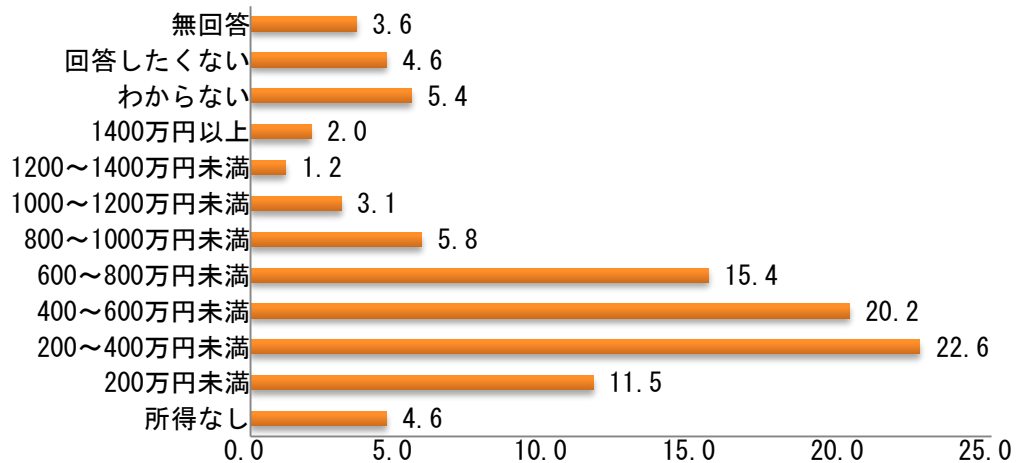


《職業》

(%) n=589

問45 あなたの世帯の過去1年間の年間収入(税込み)はだいたいどのくらいになりますか。
 学生の方は、仕送りとアルバイト等の額で回答してください。(1つに○)

- | | | |
|--------------------|--------------------|------------------|
| 1. 所得なし | 2. 200万円未満 | 3. 200～400万円未満 |
| 4. 400～600万円未満 | 5. 600～800万円未満 | 6. 800～1,000万円未満 |
| 7. 1,000～1,200万円未満 | 8. 1,200～1,400万円未満 | 9. 1,400万円以上 |
| 10. わからない | 11. 回答したくない | |



(%) n=589

問17で「1. 7種類以上」、「2. 5～6種類」「3. 3～4種類」「4. 1～2種類」と答えた方にお聞きします。

問18 あなたの知っている三芳町の主な「郷土料理」や「伝統食」を教えてください。

さつまいも	28	手打ちうどん	27	さつまいも料理	n=84 23
けんちん汁	20	そば	17	ぼたもち（おはぎ）	10
まんじゅう	10	里芋煮物（にっころがし）	9	すいとん	7
団子	6	雑煮	5	ひやじり	5
やきびん（やきもち）	5	あせち	4	草もち	3
さつまいも天ぷら	3	きんぴらごぼう	2	赤飯	2
冬至のかぼちゃ	2	七草がゆ	2	ほうれん草	2
ほうろくやき	2	小豆かゆ	1	いも恋	1
いわし豆まき	1	お茶	1	かぶ	1
小江戸ビール	1	小松菜	1	五目ずし	1
さつま芋のきり株あげ	1	里芋	1	里芋のキヌカツギ	1
だいこん	1	茶	1	豚汁	1
煮込み	1				

Ⅲ 参考（国・県の調査）

この調査は、比較検討の資料として、内閣府や埼玉県が行った調査内容の一部を用いている。選択した設問については、質問内容・選択肢とも同じであるが「調査の方法」が異なるので、比較検討の際には留意が必要である。詳細については以下のとおりである。

1) 内閣府調査

内閣府では毎年「食育に関する意識調査」を実施している。今回は平成23年度調査の一部を参考とした。なお調査方法は「個別面接聴取」である。

報告書アドレス <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html>

問3 問12 問13 問41 問45

2) 埼玉県調査

埼玉県では平成23年度に「埼玉県民健康・栄養調査」を実施している。なお調査方法は「留め置き法による質問し調査」で回収時に調査員が記入漏れ等の確認を行う。

報告書アドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/data/eiyo-chosa.html>

問1 問2 問22 問23 問24 問25 問26 問27 問28 問29 問30
問31 問32 問35 問38 問39

資料4 三芳町食育推進検討会議設置要綱

平成20年9月30日

告示第233号

(設置)

第1条 三芳町における食育を総合的に推進するための計画及び食育の推進に関する事項について検討するため、三芳町食育推進検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食育推進計画の作成をすること。
- (2) 食育の推進に関する施策の実施を推進すること。
- (3) 食育の推進に関する重要事項を審議すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10名以内をもって組織し、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 会長、副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は会長が招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料5 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

公布：平成17年6月17日法律第63号

施行：平成17年7月15日

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼でき

る情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の

事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法 少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

資料6 第2次食育推進基本計画の概要

平成23年度～平成27年度

内閣府ホームページより <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/index.html>

はじめに

1. 食をめぐる現状

我が国は戦後の高度成長により国民の生活水準が著しく向上し、かつての食糧難と言われた時代から、食べ残しや食品廃棄物の増大が問題となるようないわゆる「飽食」の時代を迎えた。他方、食料は海外に大きく依存しており、我が国の食料自給率は先進国中最低の水準となっており、食料自給率の向上が急務となっている。

我が国の伝統的な食生活は気候風土に合った米や野菜を中心とし、豊かな食文化を作り上げたが、塩分の大量摂取や脂質の摂取不足などの課題も抱えていた。戦後、伝統的な食生活の長所を保ちつつ畜産物や乳製品などをバランスよく取り込み、米と多様な副食からなるいわゆる「日本型食生活」を実現し、海外からも大きく評価された。ところが、社会経済構造の変化、国民の価値観の多様化等を背景に、かつての米を中心として多様な副食からなるいわゆる「日本型食生活」を基本とした食生活スタイルから個人の好みに合わせた食生活スタイルへと食の多様化がさらに進展した。その結果、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等様々な問題が引き起こされている。食の多様化は社会経済構造や国民の意識の変化に起因するものであるだけに短期間に問題をすべて解決することは困難であるが、食育として粘り強く取り組むことが重要である。

特に人格形成期にある子どもの食育は重要であるが、依然として朝食の欠食がみられ、一人で食べることも少なくない。生活時間の多様化とも相まって家族や友人等と一緒に楽しく食卓を囲む機会が減少傾向にあるが、食育の場としてもこうした機会を確保することは重要である。高齢者については経済的、物理的要因等により一部の高齢者の食生活の質が低下しているとの指摘があるが、高齢者が生き生きと生活できるような健全な食生活が確保されることが重要である。

食については情報が氾濫している一方、受け手である国民が正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられる。食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により食品の安全性に対する国民の関心は高まっており、適切な情報の提供により国民の理解の増進を図る必要がある。

また、食の多様化が進む一方で、地域の伝統的な食文化が失われつつある。個性あふれる地域社会の活性化等の観点から、地域の気候風土等と結び付いた伝統ある優れた食文化をいかしていくことが重要である。

2. これまでの取組と今後の展開

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」(食育基本法第1条)ことを目的として、平成17年6月に食育基本法が制定された。平成18年3月には、同法に基づく食育推進基本計画を策定し(平成18年度から22年度まで)、国は、5年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な主体とともに食育を推進してきた。

その結果、すべての都道府県における食育推進計画の作成・実施、食育の推進に関わるボランティア

の数の増加、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加、また、家庭、学校、保育所等における食育の進展等、食育は着実に推進されてきている。

しかしながら、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられること、あるいは高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増している。

今後の食育の推進に当たっては、売なる周知にとどまらず、国民が「食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めること」(食育基本法第6条)を旨として、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築を目指すとともに、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくことが必要である。

これまでの食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年度から27年度までの5年間を期間とする新たな食育推進基本計画を策定する。

【この計画で使用している写真】
この計画はみよしの食育や広報で使用された食に関する写真を使用しています。
表紙の写真は、広報みよしの表紙を一部変更しました。

第 2 次三芳町食育推進計画 2014（平成 26）年 3 月

三芳町健康増進課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

電話 049-258-0019（代表）

〔健康増進課保健センター〕

〒354-0041 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 185 番地 1

電話 049-258-1236

この計画は「三芳町教育ファーム推進計画」を含むとします。



埼玉県
三芳やさい



三芳野菜ロゴマーク 作品のイメージ
「みよし」をモチーフとして、三芳の自然豊かな緑の地で、農業と町民、野菜を食する人々それぞれがお互い笑顔で明るく共生している様子を表しています。
(三芳町ホームページ「観光情報のページ」より)

